

第二十七回
参議院内閣委員会會議録第八号

昭和三十一年十一月十三日(水曜日)午
前十時五十一分開会

委員の異動

十一月十二日委員松岡平市君辞任につ
き、その補欠として下條康磨君を議長
において指名した。

本日委員松村秀逸君、井村徳二君及び
田中一君辞任につき、その補欠として
紅露みつ君、大沢雄一君及び荒木正三
郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
永岡 光治君
竹下 豊次君

委員

泉山 三六君
大沢 雄一君
木村篤太郎君
紅露 みつ君
迫水 久常君
下條 康磨君
若米地義三君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
千葉 信君
森中 守義君
八木 幸吉君

國務大臣

國務大臣 石井光次郎君
國務大臣 郡 祐一君

政府委員

人事院事務総
局長 忠男君
総務府総
務副長官 藤原 節夫君
内閣総理大臣
官房公務員制
度調査室長 増子 正宏君
行政官
政務次官 神原 亨君
行政官
行政官 岡部 史郎君
自治庁財政局長 小林興三次君
大蔵政務次官 白井 勇君
農林大臣官房長 齋藤 誠君
事務局長 杉田正三郎君

説明員

大蔵省主計
局給与課長 岸本 晋君
郵政省経理局長 西村 尚治君

本日の會議に付した案件

○国家行政組織に関する調査の件
(定員外職員の処遇に関する件)

○一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○理事(永岡光治君) これより内閣委
員会を開会いたします。

委員の異動を申し上げます。
十一月十二日付で松岡平市君が辞任
され、下條康磨君が選任されました。

本日付田中一君及び松村秀逸君が辞
任され、荒木正三郎君及び紅露みつ君
が選任されました。

○理事(永岡光治君) それでは、国家
行政組織に関する調査のうち、定員外
職員の処遇に関する件を議題といたし
ます。

御質疑のおありの方は、順次御発言
をお願いします。

○森中守義君 昨日に引き続きまし
て、石井行官長官に御質問いたし
ます。

昨日の答弁の中で、企業官庁及び一
般行政機関、こういうものを合せて二
十八万二千四百三十四名、こういう常
勤の非常勤職員が現在各機関の中にあ
る、こういうような御説明に承わって
おりますが、この数字を三十三年度の
中でどういったように消化されようと
するの。しかも、昨日の答弁の中で
は、明らかに企業官庁の調査はすでに
終了した、あるいは各行政機関も、資
料の提出を求めて、ほぼ概算がまと
まった、こういう御説明でありました
ので、すでに行管としては、三十三年
度の定員に対する一応の数的なもの
がまとまっていると思えますから、お答
えを願っておきたいと思えます。

○國務大臣(石井光次郎君) 昨日も申
し上げたと思うのでございますが、
はつきり公務員の制度が間に合わない
ような場合には、私どもの方で、暫定的
な処置をとるためのいろいろな諸般の
準備を進めておるといふことを申し上げ

げました。その素材は、いろいろ調査
のものが集まっておりますが、これ
からそれをどういふことにするか、ど
こまで入れるかというようなこと、
今お尋ねのようなことは、目下検討中
である、そしてこの次までに間に合せ
ますと申し上げた通りでございます。

今、どの点までか、どのくらいの数
をするのかというお問い合せについて
は、検討中だと昨日申し上げた以上に
は、まだ申し上げる段階に入っていない
のであります。

○森中守義君 最終的な決定をここで
お尋ねしようとは思いません。作業中
であれば、それを聞くのが無理かと思
いますが、現在中間的な状態の中にお
いても、すでに調査がもう終了して
おる、こういう答弁でありますから、
中間的な数字というものは、私はすで
に行管ではお持ちではないかと思うの
であります。

○國務大臣(石井光次郎君) 続いて申
し上げておきますように、資料が整っ
ておるといふことでございまして、そ
の中間的などの程度まで、このくらい
やったらどうかという案ができておる
段階ではないのであります。従って、
お答え申し上げますことは、今からそう
いう段階にだんだん入っていくんだ、
今お尋ねのような段階にはこれから入
るんだということに御了承願いたいと思
います。

○森中守義君 それでは、数字が困難
であるといふならば、大体今ま
で調査をされた経過として、一体どの

程度のものが必要であるか、こういう
ことは、現場の作業の状態あるいは各
省の報告の中から、およそ私は見当が
つくのではなからうか、このように考
える。だから、数字が今申し上げたよ
うに発表できないということであるな
らば、およそその見当程度のもので
けっこうでありますから、お答えをい
たきたいと思います。

○國務大臣(石井光次郎君) 数字が申
し上げられないというのは、でき上
りまして、その検討の道程で、どうい
ふなところから区切りを置くか、区切
りを置くというの、どういうふうな
段階をこしらえるかというふうなこと
等について、素材がそろっておるだけ
でございまして、方向も申し上げる段
階に至っていないのでございまして。ど
の程度までどういふことを調べておる
かということにつきましては、局長か
ら御答弁申し上げます。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し
上げますが、その前に、森中委員から
お話のありました数字につきまして、
この際少し訂正の意味で申し上げてお
きたいと思えますが、昨日から申し上げ
ておりましたのは、常勤勤務者が六万
六百である。ほかに非常勤職員という
ものが、最近の調べでは二十八万に達
している。で、この非常勤職員という
ものは、御承知の通り、いろいろな職
種を含めまして、定員化の問題とはほど
遠い問題で、これを定員化する必要が
ないのが大部分でございますが、その

勤務の形態によりまして、日給で雇われている非常勤職員のうちで、主として公共事業について従事しているものがだんだん固定化して、その勤務の内容が常勤に近くなつてきた。そうしてそういうものを常勤の非常勤とか、あるいは通年非常勤とか、あるいは補助職員とか申しておりますが、そういうものは、昨日約二万八千八百というところを申し上げたのでありまして、決して二十八万が今度の問題の対象となつてゐるわけではございません。従いまして、ごくその最大限度を申し上げますと、常勤勤務者の六万六千名と非常勤の非常勤の二万八千が、最大限度の検討の対象となつてゐるわけでありまして、そのうちどれだけの数を定員化するかというところは、暫定措置としましては、そのうちの勤務内容、職務の責任の程度、あるいは勤続年限であるとか、あるいは採用の形態であるとか、その勤務している出先機関の規模の問題であるとか、業務量の問題、あるいはその従事しているその場の業務量の継続性の問題、そういうような問題をあわせて、定員化するに必要な範囲を目下検討中である、こういうこととさせていただきます。

○森中守義君 私、全国二十八万二千四百三十四名と申し上げたのは、今の数字で、私の誤りであつたことを認めます。ただ、二十八万二千四百三十四名の職務の内容、こういうものは、今閣下局長が指摘されたように、大体職務の内容としては、常勤の勤務職員と全く似たような勤務をやつておる。こういうようなお話であります。そうだとすれば、雇用の形態が若干異なつておるということであつて、

○政府委員(岡部史郎君) そういふ点が非常にバラエティのあるものでございまして、その実態につきまして調査いたしておるわけではございまして、常勤の非常勤職員二万八千名のうち、ほんとうにこれは、定員不足のためにやむを得ず雇われて、しかも、その職務内容の非常に高度なものになつてきたといふものにつきましては、この際暫定措置として十分検討の対象にしたい、こう考えております。

○森中守義君 昨年度あるいは一昨年の数字と現在の二十八万二千四百三十四名、この数字は減つておりますか、ふえておりますか。

○政府委員(岡部史郎君) これは、昨日申し上げました通り、この前の国会で、非常勤の数については、五十四万九千と申し上げました。それに対して、今度申し上げましたのは二十八万でございまして、二十五、六万減つておるわけでございます。

○森中守義君 減つた理由はいろいろありましよう。本務者に、常勤の勤務者に切りかへたこともあるでしょうし、それはいろいろだと思ふのですが、私は、この機会に、ただいま肯定されておるうちに、非常にその職務の内容が高度化されてきて、大体本務者の対象に近いような状態になつてきた。こういうような趣旨であれば、今指摘になった、合せて八万八千六百名ですか、対象になる数は、これに三十三年度にはさらにプラスをして、つまり二十八万二千四百三十四名をこの方に切りかへていくような方針はお持ち

ちでありませんか。

○政府委員(岡部史郎君) その点は、全然考えておりません。

○森中守義君 そういふことになりまして、やはり今の答弁に矛盾があります。職務の内容としては類似のものである、こういうことを肯定しながら、対象にしないといふことになれば、国家機関に仕事をしながら、全く顧みられていない、こういうふうなことが言えると思ふのでありまして、当然のこととして私は、二十八万二千四百三十四名の中からすみやかに調査をされて、八万八千六百名に加うべきが妥当ではないかと思ふのですが、この点について、石井長官の責任ある答弁を願つておきます。

○国務大臣(石井光次郎君) 今の、常時勤めていない人の職員と申します二十何万というのは、いわゆる公務員という線に入らない者でございまして、たとえば常時勤めてない委員であるとか、嘱託の類といふような者でございまして、その中には入らない、公務員のカテゴリーに将来とも入らないといふ見込みの者だけでございまして。

○理事(永岡光治君) 速記をとめて。

○理事(永岡光治君) 速記を起して下さい。

○森中守義君 今、石井長官は、カテゴリーに入るかどうかといふようなお話をありましたが、事務当局は、仕事の内容といふものは類似しておる、こういうことを肯定されておる。しかも、それは、ただここでお話しになつたこととでなくて、相当詳細な資料を中心にした御意見であらう、このように私は思ふ。そういうことになりまして、国の

機関に働いてゐる者を、大体こういうものであるという認識に立ちながら、なおかつ、その人が本務者に切りかへる対象にならないといふようなことはあり得ないと思ふのです。少くともこれは、行政管理庁長官の政治的な責任において、この種の多くの人は、すみやかに正規な判定をつけて、それで定員措置を講ずるのが妥当だと思ふのですが、その点は、行管の長官はどういう工合にお思ひですか。

○政府委員(岡部史郎君) この非常勤職員二十八万の中におきまして、非常に勤務の形態が本務化してきてゐるもの、これが二万八千八百といふことを申し上げました。これは十分検討の対象にしてゐるということをお願いいたしますが、その残余の者、すなわち二十五万といふようなものは、各省におられます委員とか顧問とか参事といふような方が約二万五千おられる。あるいは法務省で、免因保護とか、そういうような保護の仕事をしておられる方、これが五万何千人おられるといふようなこと、あるいはパートタイムで、医師とか看護婦とかの仕事をお託しておられるとか、そういう方々が大部分でございまして、こういう方々につきましては、もちろん定員化の対象にならな

い、こういうことを申し上げたわけでありまして、そういう点でありますから、二十八万何千の中での大部分はな

らな。それから、もしも対象とい

しますならばそれはやはり、その勤務する役所の業務量に應ずる必要な定員といふ見地から対象にすべきものだ、こう考えておるわけでございます。

○森中守義君 重ねて聞いておきますが、二十八万二千四百三十四名の中の

二万八千名が対象になる、こういうこととありますが、これはいつごろの限

時点によるものですか。

○政府委員(岡部史郎君) この二万八千何千といふことは、きのうも御説明申し上げました通り、制度として固定化してゐるわけではないのでありまして、ただ、非常勤職員がそういうような実態を持つてきたといふことでございまして、いつ現在と申しますよりは、むしろ実際に調査した現在の時点をつかまなければならぬ。で、調査した現在におきましては、ことしの四月ないし六月にかけて調査いたしましたので、そのときにおいて把握した現在でございまして、大体におきまして、ことしの四月一日といふことを時点とらえていただいてよろしいと思つております。

○森中守義君 把握した時期はわかりました。ただ、問題になりますのは、石井長官及び局長が御説明になつておるように、まだ最終的な結論が出ていない。資料あるいは調査がようやく終了の段階にきて、今からその作業を本格的に始めよう、こういうこととありますから、要するに、最終的な結論が出ていないとすれば、この四月、六月といふ把握の時期といふものは、現在においてもなおかつ私は把握し得る状態にあるのではなからうか、こういう工合に思ふ。そういうことになりまして、あながち二十八万二千四百三十四名、この中の二万八千名といふことでなくて、さらに現状を十二分に調査をされるならば、二万八千があるいは五千になるか、あるいは一万になるかわかりませんが、もう少しこれは実数としてはふえてくるのではないか、こ

ういうことを考えるのですが、この点はどうでしょう。

○國務大臣(石井光次郎君) それは、お説の通り、そうなるべきものでございます。そういうつもりでやります。

○森中守義君 そうしますと、確認をしておきたいと思いますが、二万八千名というものは、三十三年度の対象にする最終的な限定数ではない、伸びがある、こういうように理解してよろしゅうございませうか。

○國務大臣(石井光次郎君) その通りでございます。同時に、最低二万八千は少くとも入るともきまつてないわけでございます。これは、そういうものの対象になるというだけでございませう。

さつき申しますように、全面的にどれも決定はしておりませんから、その通り御了承願います。

○伊藤顯道君 閣下管理局長にお伺いしますが、先ほど常勤的非常勤は二万八千と言われましたけれども、これは公共事業だけだと思ひます。その他各省庁間に、相当常勤的非常勤職員がいるのではないかと申すんですが、そういう員数を明確に願ひしたいんです。

○政府委員(岡部史郎君) 常勤的非常勤というものは、その性質から申しまして、一般の行政官庁には、原則として発生しがたい職種と私どもは考えております。しかし、これはいろいろ各省の事情も千差万別でございませうので、そういうものが絶無だとは考えま

せんけれども、あつても、ごくわずかなものでありまして、発生したとすれば、非常に変則的なものではなからうかと思ひますが、決して全然ないとは申し上げませんが、あつても、ごく少数なものと考えております。

○伊藤顯道君 ごくわずかと言われるんですが、實際どうなつてみますと、相当あるように各省庁の關係者から伺つておるんです。ごく少数といつても、大体どの見当でありますか、大よそ。また、ここでお待ちになりなれば、即刻一つ資料を出していただきたいと思ひますが。

○政府委員(岡部史郎君) 御承知の通り、公共事業等におきまして、事業費で賃金を交付いたしまして、それによつて人夫名義その他で雇われております非常勤職員の固定化したのが常勤的非常勤といわれるものであります。一般の行政官庁におきましては、人件費は、はつきり定員によつてございまして、これは定員法の定員で、これが大部分を占めております。そのほかに、予算定員といたしまして、常勤職員給与によりまして、何名ということもございましてあります。そのほか、もしも支出し得る余地であるといひまするならば、諸謝金あるいは場合によつては賃金というやうなものがついてい

ることもあろうかと思ひますが、謝金名義あるいは講師の報酬の費用というやうなものがあるだけでございませうので、そこから臨時に謝金を出して人を雇つたものが、それが固定化をするというところは、原則としてこれは、各省において考えられないことなのでございませう。現在の制度のもとにおいて

は、そうなつておりますので、それをもぐつて出し得るということは、私考えられないのであります。そういう事情が、伊藤委員の御指摘のやうにあるといひますならば、なお調査いたします。私の方では、今のところそれは把握いたしておりません。

○森中守義君 ただいま石井長官が数を確認されたこと、約束されたことはいひのようですが、あとこれはどうなるかわからない、こういう答弁に對して、私は非常に不満を感じます。おそらく行政官庁が毎日仕事をしています、それで固めた数字を、当の責任者である長官が、これはどうなるかわからぬというやうなあいまいな態度で、この定員の問題が処理されていくとするならば、一体どこにこういう問題を私どもは解決する道を求めればよいんですか。今の長官の答弁は、私は無責任きまつたと思ひます。もう少し責任あることをおっしゃつていただかないと、何のためにこのやうに申してこの問題を審議しているかわかりません。

○國務大臣(石井光次郎君) 昨日からずっと申し上げておりますやうに、今研究のいろいろな素材を集め、そしてどういふところに落ちつくかというこの進行中であるといふことを、幾回も幾回も申し上げました。従いまして、どの問題についても、まだある点について数が決定するといふことはあり得ないことだと思ひます。全体の研究の対象になる数が、今の点ではこれだといふのでございまして、それは、少くもこれだけの数は認め、あるいはそれ以上になるものだというやうな意味ではないと申し上げたわけでございます。無責任に申し上げたわけではございません。すべて私どもの研究の対象にするといふことは、依然として変らないのでございませう。

○森中守義君 こう言へばあやうといふわけですが、うまい工合に逃げられてゐるのですが、私は、何回も申し上げるやうに、最終的な決定が行われてい

ないのですから、その数字をあなたに約束してはしい、こういうことまでは言つていないんですよ。ただ、あなたが行政官庁の長官として話を進めておいでになつてゐる一つの心がまえと申しましようか、氣持というものが非常に不安定である、こういうことを指摘してゐるんです。少くとも行政官庁が固めた数字については、長官の政治責任において、私は一人も下げない、こういう程度の氣持は持つてほしい。今あなたが、どうなるかわからないといふやうなことをおっしゃるが、大蔵省が資金上予算上、こういう理由のもとで答弁をされるならば、これはまた話は別です。しかし、人をどうしようかといふ当の責任ある大臣ですか、もう少し、固まつた数字については責任を持つんだ、こういう明確な答弁をしていただかせないと、私も、ここで何もナマズ問答をやつてゐるわけではないんですから、どうしてもこの審議が私どもにとつては不足だ、こういうことを言つておるのであります。だから、数字は仮定であらうと、あるいは研究上の数字であらうと、それはどちらでもよろしい。もっと深刻にこれは突つ込んだ意見を出さなければ話はつかぬのであります。氣持としては、行管が固めた数字については責任を持つ、こういう答弁をしておい

て下さい。

○國務大臣(石井光次郎君) それは、昨日も申し上げました通り、この問題を行管が取り上げております問題は、もし公務員法が決定ができないという場合にはまだできないから、もう少し様子を見ようといふやうなことで、だんだん延び延びになつては、昨日もお

話しましたやうに、もうこの問題が取り上げられてからでも、すでに三年にもなるんだ、ぜひ解決をしようじゃないかといふやうなお話があつて、私もそのつもりでこれは取組んでおるんだといふことを申し上げた通りでございまして、私は、この問題を解決する熱意は一つも欠かしてないつもりでございませう。ぜひ最も適當だと思はれる線に、皆さん方の御了解を得まして、決定することができるとを、一日も早くやるやうにしていきたい、こ

ういふやうに思つております。

○森中守義君 ただいまのことば信用いたしますし、しかし一つ肝に銘じて、この長年の懸案の解決に當つてもらいたいと思ひます。それと、もう一つ明確にしていただきたいのは、ここに出てゐる六万六千名、さらに二万八千名、この二万八千名には伸びがある。それですから、八万八千六百名以上になるといふことは、研究の対象として、これは私は當然であらうと思ひますが、この出された数字といふものは、研究の対象とか、そういうことではもはやないのじゃないか、こ

ういふ工合に思ふ。従つて、相當固まつたものだと理解をしていいかどうか、この点を、局長の方からでもけつこうですから、明確に御答弁を願つておきます。

○政府委員(岡部史郎君) ただいま大臣からもお答え申し上げました通り、伸びを含めまして、八万何何しを研究審議の対象にしてゐるというこ

はつきり申し上げます。

○森中守義君 この八万八千六百名を出された数字の内容、積算の根拠、こ

ういふものは、職場の實際といふもの

を、相当以上に実際現場を見られ、あるいはしさいに各行政機関の意向を聞かれた上での数字であらうと思うんですが、この点はどうでございましょうか。

○政府委員（岡部史郎君） 答へ申し上げますが、六万六千というのは、常勤勤務者の定数でございますので、この定数全部をもちろん対象といたします。そのほかに、常勤の非常勤職員といふのは、各省でかなり固定化している数字でございますので、これも全部一応把握できる数字でありますので、それらの定員化が問題になっているのでありますから、それらのうち、その職務の実態につきまして、どういう職務内容を持つか、どういう責任を持っているのか、どういう仕事をやっているのか、あるいはどういう勤務年限を持っているのか、どういう採用方法をしているのかというようなことを審議の対象にしている、こういうことを申し上げているわけでありました。

○森中守義君　昨日來、院の決議の実現をはかる、こういう趣旨が数回にわたって述べられてゐるし、私もまた、そのことを了承いたしてゐる。だとすれば、院の決議を実現をはかるということになりますと、六万六百名ないしは二万八千名というものは、当然院の決議の精神に当てはまるものである。こういう理解の上に私は立つておるのであります。そういうことですね。そうなりますと、研究の対象とか、あるいは調査の結果であるとかということとは、昨日來の答弁の、一貫した院の決議の実現をはかるという精神からいけば、もはや研究の対象ということでは済まぬのじゃないですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、先般の内閣委員会のお御決議は、はつきり申し上げますと、こうお述べになっているわけであります。現在行政機関職員定員法のワク外にある常勤勞務者及び非常勤職員のうち、その職務の性質、勤務の実態において定員法上の職員と何ら異ならない者が多数に上っている、それでこれらの者についてその処遇の改善、定員配置の適正化をはかるようにと、こういう趣旨でございますので、従いまして、この御決議の趣旨に基きまして、八万何かしを檢討の対象にいたしまして、その職務の性質、勤務の実態において、まさに定員法の中に入れなければならぬ者の実態を調査し、なるべく早く結論を得たい、こういう意味で、決議の趣旨を尊重して、極力これに基いて作業していると、こういうことでございます。

○理事（永岡光治君）　ただいま白井太蔵政務次官と廣瀬大蔵省主計官が見えておりますので、お含みの上御質問いただきます。

○森中守義君 岡部さん、今その決議の内容を読まれましたがね。そのことを数字に現わせば、こういうことです。そうですね。文章ではそうだけれども、数字にかえればこういうことでしょう。つまり八万八千六百名と、伸びのある分、これが決議を百パーセント実施しようとするれば、数字としてはこういう工合に現われてくる。私はそう判断をするのですが、どうですか。

○政府委員(綱原亨君) 今、八万何がしという数のうちには、今ここに付帯決議にございますようなお方も多数おられるわけでありませう。けれども、付帯

決議に出ておられる方、その者の数が八万幾らというのではないのであります。たとえて申しますと、これも岡部局長がほかのところで申し上げたのであります。たとえば封筒書き、封筒書きというものをいろいろ調べてみると、職務の内容としては同じことを、やはり定員内の職員がやっているとを、けれども、ここに非常にたくさんの方の臨時の事業がございまして、そうしてその封筒書きというものを臨時に雇つてやるということで、職務

の内容は同じだから、それじゃこれは定員の中に入れるというような議論は、ここではないのでありまして、そこに、先ほどから何回もお話申し上げているように、常勤化したものがあるのと、その八万何名の中には、そのものについて一つ検討しよう、こういうわけでございますから、八万何名というものが、全部がこの付帯決議に即相当するお方ではない、こういうふうに御了解いただければわかるわけであります。

まり高度化しておる、類似化しておる、こういう御説明なんです。で、さらに六万六百名というものは、雇用の形態が異なっておるだけであつて、職務の内容は、まさにこれは一般職員と変りないと、こういう数字がここに現われておるのですから、院議を完全に消化していこうとすれば、当然これは八万八千六百名、これに、先刻のお話のように、伸びの問題も加えなければならぬ。これは自明の理じゃないですか。

○政府委員(棚原亨君) 今お話になりました通りでございます、職務の内容は異ならないものはあるでございますけれども、その状態をよく見ますというと、臨時的性質を持っているものもあるのでございまして、常勤的非常勤というものは、一応これを分析いたしました、これは、この者だけはつるる上、いものもつるる上、

うが、また中には、この者はやはりその中に入らねばならぬものではないという性質のものもあるわけなのであります。そして、その点をつつ、また御了解いたされと申しますとお叱りを受けますが、一つ十分に御検討をお願いいたしたいと、私かように思っておるわけでありまして、そこでちょっと食い違ひがあるようでありますが、どう申しますか、この常勤的非常勤という名前をつけた者の中に、これは定員化するというような性質のものもございます。これは定員化する性質のものでないというものであるのであります。その判定をこれからやろう、どのお方が——こういうお方は、これはまあどうしてもこの定員の中に入れなきやならぬ、このお方は、そういう臨時でやら

25

いというゆえんのこの性質というものは、当然これは本務者にすべきである、これが前国会の延長した論議の課題であつたのです。だから、今になつて、その中からさらに検討しななければならぬ、対象になるかどうか、考えてみなければならぬとおっしゃるならば、私は、この数そのものがくずれてくると思うのです。だから、もはやそれは論議以前のものであつて、ほんとに院の決議というものを百パーセント実施していこうとするならば、八万八千六百名プラスさらに検討を加えられた二十五万の中から何百名、何千名の者がこの中に加わってくる、こういうように私は、自動的になると解釈しておる、これが私は正当な解釈だと思うのです。

○森中守義君　その研究とか調査とかいうのは、言葉としてはどう言われてもいいのですが、ただ、ものの根本的な考え方というものは、当然この人た

○政府委員(岡部史郎君) この御決議の解釈につきまして、かれこれ申し上げるのには非常に恐縮でございますが、この御決議に相なりました次第につきまして、私ども承知いたしましたとおりですところは、決してばく然たる、非常勤職員全部を対象としているのでなしに、當時存在いたしておりました常勤労務者と常勤労務者以外に常勤化した非常勤職員のうち、その職務内容が定員法中の職員と同じような者が多数存在しているから、これを定員化するようになっているように承わっておるのでありますして、たびたびの御決議というものは、そういう非常にコンクリートな当面の差し迫った人員を対象としているのでありますして、決してばく然たる、先ほど申し上げました、当時の五十四

をいたしております。その討論の中に、私が今までこの院議ということをしばしば繰り返してきた内容というのは十二分に述べているのですよ。こ

て聞いてさえおねばらない、こういうふうな、非常に国会軽視の潮流も政府の中にあるという工合に断定せざるを得ないのです。私は、とにかくこの常勤的非常勤については間着無用で、全部本務者にすることは院議の本旨である、こういう工合に解釈しておりますから、また、その精神に沿って決議も行われておるのであるの、今勝手に、そうじゃない、あるいは調査や研究の対象になるという勝手な行政解釈は、この際私は加えてもらいたくないと思いますので、その点一つ、政府の統一ある答弁を求めています。

○政府委員（榊原亨君） 現行行政機関職員定員法のワケ外にある常勤勤務者

一つ取り上げようと、こういう御趣旨のように拝見をいたしておるわけでございますが、お言葉を返すようでございますが、これらの点につきまして

○森中守義君　これは、やはりあいまいでは、非常にお互いに困ると思うのではありません。それで、何べんも繰り返したくはないのですが、要するに、この障議の際に、何名という数字を出しておけばよかったと思う、今そういう解釈が出て参りますと。しかし、できるだけ多数の者をこういうような考えのもとに……、多数の者にとにかくの意味は、二十八万二千四百三十四名、こういう者もできるだけ救済をしてほしい、こういう精神にのっとっておるわけです。だから、基本的に常勤の非常勤は全員であるぞ、こういう意味なんでしょう。だから今、常勤の非常勤について調査あるいは研究しなければなら

もう、調査、研究の必要とくろではな
くして、当然全員を本務者にしなければ
ならぬ、こういう精神でありますか
ら、それは、一つ今から研究さしてく

て、調査をして加えていく、こういうことをはつきりここでおっしゃっておいで下さい。

○政府委員（綱原亨君） 御趣旨の趣きは、よく私どもわかるのでございますが、一応ただいま作業をいたしまして、どのワクがそれに該当されるかということをしておるのでございます。て、先ほどからたびたび申し上げますように、この常勤的非常勤という名前のものが、今先生がおっしゃいますような意味のものであるかどうかという点の観点が違うのじゃないかと私は思うのであります。先生のおっしゃいます常勤的非常勤というものは、もう即ち定員に入れるべき性質のものである、

ありまして、その常勤の非常勤という言葉
葉自身のうち、先生のお考えと、私ど
もの考えておりますワクが違ふ——違
うと申しますか、じゃないかというこ

うに私は考えておるのであります。従いましてこの問題は、結局その性質から申しましても、その状態から申しましても、当然これは定員の中に入るべきものだという観点に立ちます者に於いては、これはもうお説の通り、必ず定員化する、こういう努力をいたしたいと私も考えておるのであります。その常勤的非常勤という者の定義と申しますか、常勤的非常勤というものはこれだけのものだという、その意味のとり方が、先生と私どもの立場と、とっておりまして、それが違ふのじゃないかと思ひますが、その実質は、当然これは、だれが見ても、定員の中に入れなければならぬという性質のものでございまして、これは即定員の中に入れると、こういうふうには私も考えておるわけであります。以上のような次第であります。

十八万二千四百三十四名の現在員から何名か、そういう振りかえをしなければならぬ、できるだけの伸びをふやしていききたい、そういう趣旨のもとに、数字こそ限定をしていなかったのです、が、意味としては、常勤的非常勤という、こういう雇用形態のものは全部をさすものである、これが付帯決議の精神であるわけですから、今になつて、職務の内容を検討しなければならぬ、ただ対象にはなるが、全部ではない、という、こういう答弁であれば、院の決議というものは生かされないので、今あげられてゐる常勤的非常勤が全部だと、その数字は漸次向上するのだ、という答弁は、私はあつてしかるべきだと思ふのです。

○政府委員(神原亨君) 常勤的非常勤は即これを入れろと、常勤的非常勤というものの定義は別といたしまして、まあそういう意味のものは即入れるのだというようにございまして、なにかその判定の限界というものがはっきりしない点があるのをごいいます。そこで、そういうものは、先ほどから石井長官もおっしゃいますように、将来、できれば私どもは、来議院において改正をいたしたいと考えております。ところの公務員制度の改正というものはございまして、そこで初めて根本的に割り切つて、これはこうだということにはつきり割り切れるのでございまして、それがもし万一できぬでも、長官がおっしゃいますように、定員化の問題はできるだけしようじやないか、できるだけ努力をするということをごい

いますから、はつきりわからぬというふうなものについては、これはまた、根本的な解決をいたしましては、公務員制度の改正ということを持たなければできない。言葉で言いますことは簡単でございますが、実際に当りますと、一つ一つの職種につきまして、またその業態について、今までの勤務年限についていろいろな問題がある。これは、各省とも御相談はやらなければなりませんが、この上各省と御相談いたしても、割り切ることができない部分があるのでありまして、それらの点は、公務員制度の改正を待つて、根本的にやるのであります。お約束がございまして、それがたといできません場合でも、できるだけの努力を払いまして定員化をいたそう、こういうふうには私も考えたのであります。従いまして、先ほどから問題になつておりますところの常勤的非常勤というものの定義は、突き詰めて参りますと、どうもお前の考えは少しばやけたところがあるのではないかとおしかりを受けます。事実判明しない点もございまして、それらの点は、将来の根本的解決というものに待ちまして、一応はつきりしたものにつきまして、私どもはこれを定員化するよう努力したい、かようなふうに考えておりますので、先ほどから先生のお話しになります御意味は、よくわかつておりますが、院議を尊重するということにつきましては、私どもは人後に落ちないのでございまして、そういう意味から、一つ今度の国会までに、院議につきましては措置をいたしたいと考えております。

○森中守義君 話がさぶる具体的に進むというときに、そういう公務員制度という抽象論を持ち出されたのでは、非常に困るのです。一つ政務次官に私は聞いておきたいのです、この常勤的非常勤職員というのは、雇用の時期は非常に長いのです。しかも、仕事の内容は一般職員と変らない。しかも、いかなる機関においても、常勤的非常勤職員にしておける内容を私の調査からいくなれば、所定の学歴を持ち、所定の技能を持った人たちが全部この中にある。それをしなう程度、こういうようなお考えにお立ちになつてゐることは、私にはどうしても釈然としません。もう少しそういうような、院議も行われてゐる、実際にいへば今申し上げたような内容である、それで、そういうことを認識されてゐるとすれば、なぜ遅延逡巡されるのか、私はどうしても疑問を持たざるを得ない。日々雇入れ、そういう人じゃないのです。なるほど仕事の内容については、何回も申し上げておるうちに、非常に凹凸はあるでしょう、しかし、本旨は変らない。そうだとすれば常勤的非常勤職員を本務者に切りかえることは、いささかもちやうちよする必要はないじやないか、私はそう思ふのです。

○理事(永岡光治君) ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(永岡光治君) それでは、速記を始めて下さい。

○國務大臣(石井光次郎君) この決議の御趣旨を尊重して、私どもも作業をやつておるわけであります。それに

つきましていろいろ申し上げました。なお、御質問の御趣旨等も体しまして、私ども、一番正しく、りっぱな方向に少しでも進んでいくようにという作業を続けていきたい。そういう熱意は、昨日から申し上げておるうちに、一つも変らないのでございます。

数字についてのことはまだはつきりしないのでございまして、そのお話のような数字は、研究の対象の数字とするというところはもちろんでございまして、必ずりっぱな研究をして、そして次の国会までに、皆さん方に御討議を願ふような数字を出すようにいたしたいと思つております。

○森中守義君 大へん長い時間を御質問いたしました。恐縮であります。大蔵政務次官が御出席になつておりますから、ただいまの問題に關係して、この際大蔵省に少し承わつておきたい点がありますので、お許しをいただきましたと思ひます。

今、行政管理局の石井長官の答弁で、ほば行管の意図されてゐる方針ないしは態度というものが理解できました。そこで、行管でどういふ数字が出て参るかわかりませんが、最低八万八千六百を中心にして、これに伸びがある、まあこういう基礎的な数字が固まつて、大蔵省の方に行管あるいは各省が實際問題として予算折衝に移つた場合、もしも大蔵省の方で予算上、資金上という理由のもとに、行管の權威ある数字というものが、若干でも査定になる、こういうことが例年行なわれておるようであります。そうなりますと、行政管理局が相当長期にわたり、真剣に權威ある結論を出されたにもかかわらず、結果的にそのことが満たさ

れない、こういうことになりまして、行管はもちろん、関係の各行政機関というものは、非常に私は、業務の運行上障害を伴ってくるのではなからうか、このように憂慮するものであります。従いまして、大蔵省としては、行管が認定をされたその数字については、無条件にこれを承諾されるものかどうか。その点を大蔵省からまず最初に御答弁を承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) この問題につきましては、前国会におきまして、大蔵省の政府委員の方からお答えを申し上げておるのであります。それを繰り返して申し上げます。公務員制度の基本的な調査を続行いたしております。次の通常国会に何らかの措置をとらせまして、その根本的の公務員制度が目標がつかないということでありまして、定員化というような措置によりまして、趣旨に沿いたいとお約束をいたしておるわけでありまして、ただいま行管の長官からもお話がありました。行管におかれまして、ただいまの長官の御趣旨のようなことによつて今検討を加えられております段階であるのであります。そういうものが結論が出て参りますれば、大蔵省といつても、できるだけ御趣旨に沿うように一つ考えてみたい、こう思つております。

○理事(永岡光治君) ちょっと速記をとめて下さい。

○理事(永岡光治君) それでは、速記を始めて下さい。

○八木幸吉君 石井行政管、理庁長官に、二、三点お伺ひいたします。第一点

は、ただいまここでいろいろ議論がございまして、定員法のワク内の仕事と同じようなことをやっていたら、通常の勤務者なり非常勤職員を定員のワク内に入れるということは、これはきわめて当然なことではないかと、数万に上る今問題になるような人があるということ、極端な言葉で言えれば、定員法の実質的の脱法行為と私は考えておるので、非常になにかわしい事態だと、かように思ひます。しかし、その問題とは別に、それはそうとして、無論定員の中に入れるのは当然であります。さて、そういったような定員がふえた現在のこの行政機構のあり方そのものが、わが日本の国力なり、あるいは国情なりに相当しておるものかどうかという点については、私は相当議論があると思ひます。吉田内閣が、当時石井長官も閣僚の一員にいらして、当時石井長官も閣僚の一員にいらして、行政機構の改革というのを非常な熱意をもつておやりになったのは、御承知の通りであります。ところが、岸内閣になりました。行政機構改革に対する政府の方針というものは非常に後退した、私はこういうふうには見ておるのであります。しかし、今の岸総理は、綱紀粛正の観点から行政機構の改革ということ、この内閣委員会におきまして、私から伺へばそういうお答えで、熱意は相当おありになるように思ふのであります。そこで、石井長官に私お伺ひしたいのは、岸総理のいわゆる汚職追放なり綱紀粛正を目的とした簡素率的な行政機構の改革について、何らか一定の方針なりお考えがあるかどうかという点を第一にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) 行政機構は、現在の政治社会の情勢下におきまして、いろいろな施策や行政の実情に即したように、絶えず注意を払つて、そして一番適当しておるという機構を作り上げていくことに頭を使わなくてはならぬことは、当然のこととありますが、私どもの役所の仕事は、そういうことに頭を使うのが大部分なわけでございますが、ただいま行政機構の改革をどうやるか、今懸案になっております案件のものがあつたのでございまして、これはあるいは、一議会でなく、数議会でわたつてそのまゝにやつておるものもございます。次の通常国会にそれをそのまま審議していただくか、あるいは新たな構想のもとに、出しておるものを一部引き下げるかというように、最後的には決まらなかつたところがあるものでございまして、岸総理が三悪追放の声を上げておられます。それに沿うような機構改革も考へるといふ意味のことも申し上げておるようでございますが、私は、この問題については、機構の改革もさることであるが、私どもの方の行政監督の点を力を入れてやるべきじゃないか。それは、ただ検察官の態度によつて、峻厳な調査をするという面に進むかどうかの意味でなく、今までの調査を広くできるだけやまして、そうして出た報告について、各役所に注意を与へ、そうしてその与へたものを、ぐにその役所が養成してくるものは、実施に移して貰ふと、もつともだ、自分の方が気がつかなくなつたというふうな問題等もだんだん直していかうというふうなことに協力してもら

う。それがやられているかどうかという、もう一度裏返して監督をしてみるというふうなことで、この監督の実をあげ、そして各役所がほんとうに、国民の税金で勤めているものはかくのごとくしておるんだという説明がばつてできるような状態に各役所になるように、私も努力していくと、この方面が力を入れるべきものじゃないかと、こういう意味で、非常にじみでございまして、この方面の人たちに、じっくりと腰を据えて、それぞれ違った面の検査等に力を入れるということに言うておるわけでございます。機構改革につきましてはまだ、それではどういふ点をどう改革するかというのをここに申し上げる段階には至つておりませんが、次の国会には、今まで出ておりましたものと合せまして、どういふふうにするかという問題を持ち出して、皆さん方の御検討を得るようになつたというふうに思つております。

○八木幸吉君 今長官の仰せられましたこの懸案事項というものは、たとえば内政省設置の問題であるとか、あるいは予算関係の調査をどうするかといったようなものを意味すると思うのであります。吉田内閣閣内閣に、御承知の通り、約七人の具体案がございまして、七人の政令諮問委員会ができておりました。わが案は二カ月ぐらいの作業であります。けれども、相当な私は案とて、敬意を表するわけでありまして、今、長官のお話によりまして、さほどまだ具体的なお考えはお持ちになつていないようでありますけれども、行政機構改革に関するいろいろの案といふものは、今申し上げました政令諮問

間委員会を初めといたしまして、歴代内閣がいろいろ作つておられます。で、どうか、吉田内閣の閣僚でもあらせられましたが、ことに岸内閣では、副総理の重要な地位においてなつておるわけでありまして、行政機構改革に関する国民負担軽減との関係における国民の強い要望を一つこの際にお察しいただいて、真剣にこの問題に取り組んでいただきたいということを一つお願いしておきたいこと、もう一つ、今お話をいたしました監察の方、これは、なかなかよい調査をたくさんお出しになつておるうちに、私も拝見いたしております。ただし、この行政管、理庁の監察の結果というものが実行に移されるのに、各省の協力態勢というものが、必ずしも行政管、理庁と同一の熱意を持っていないところを認められぬ節が多々あるわけでありまして、さらに行管長官は、副総理が今度兼務しておられますから、行管の監察の結果を各省において実現するということに、そこに隘路があれば、その隘路を法制の上において打開するといふ点について、一つ御検討をいたしたいといふことをお願いしたいのと、それからもう一つは、これは問題は少し違ひますが、全国に公認会計士という制度がございまして、御承知の通り、約二千人ばかり公認会計士がおりますが、これは、民間の一億円以上の会社では、義務的にすでに監査をすることがございまして、その者自体はそういう職務を持っておるわけでありまして、でありますから、これは、いろいろ経理方面における監査の一つのエキスパートなんですから、行政管、理庁などで監査をされる場合に、嘱託

等の制度によって、臨時にその協力を求められるということとは、これは、経費の点においても比較的安上りであり、ますし、効果の上においても、相当私に能率的ではないかと、かように存じております。ことにいろいろな、政府機関と申しますか、たとえば開発銀行であるとか、公社といったような、政府から出資しておる団体の中にも、しばしば綱紀粛正の観点から問題の起ることもあるわけでありまして、そういったようなところに、政府の一つの嘱託の立場で、これらの者のうちから適当な人を選んで、そうして監査される上において私は一つの考え方でないかと、かように思っていますので、この点を副総理に進言いたしておきます。それから、次に申し上げたいのは、この前の国会で国家行政組織法なり、あるいは内閣法の改正などで、内閣総務長官が設置され、また政務次官が通産、農林、経済企画庁、大蔵に二人ずつでございましたけれども、事務分野がはっきりして能率を上げていくかどうか。あるいは政務次官が二人おられるところには、責任分野と申しますか、所掌の事務が画然と分れておるかどうか。ただ、一人ふやしただけのことになつてははいかないかということが伺いたいのと、それから、総務長官がやはり上つていないというふうな、新聞などにも記事が出てゐるわけでありまして、その運営状態を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) 第一のお尋ねの御注意の行政機構改革熱意を持って、もう少しいろいろな研究を強

くやれという御趣旨、まことに賛成でございます。そのつもりで力を入れようと思つておりますが、なお含んで、努力をいたします。

第二の、監査に當つて、監査まではなかなかいいものがあるようだが、その後それが実施されていらないのではなにかという問題、これを私も一番心配するのであります。私がこの役所を担任いたしました、一番先に申したことは、監査を強くやることと強くやらぬとかいうようなことより、今までの通りでまずやる。今までのことが私は悪いとは思ひません。ただそれが、今おっしゃったように、ほんとうに監査の実をその通りあるいはその役所で、それが進んでおるといふものがあるかも知れないが、なるほど、もつともでしたというものが、その通り行われていくかどうか。ほつたらかされてはいないかということ、これが一番大きな問題ではないかと、それで、もう一ぺん裏返して、この間のこれはどうなつておるかというのを問ひ合せもし、実地にも當つて調べるということ、この方向に進んでおります。また、この間も一つありました問題、郵政省の監査の報告を、新聞にも大筋を発表いたしましたものがあるのではありませんが、これは、閣議で報告するとともに、私、郵政大臣に親しく話しまして、これをもらひつばなしにせずにおけと、君は、ごもつともでございまして、君は、君の仕事を、一項目々についてどうやるかということ、を調べて相談をし、そうしてそれを実にしたというものを一つ出してくれぬ

かと、一つの試験的な場面としても、これは大事なものであると思つた。ことを言つて、協力を求めて、そうやるつもりでやりたいと思ひます。

第三の、公認会計士を監査の場合に補助的に使つたら非常にいいのじゃないかというお話、これは研究いたします。

第四番の、総務長官であるとか、政務次官の制度が新たにできたが、それはうまく運営されていくかというお話でございまして、総務長官は、私もその身近におるわけでございますが、総務長官は、いろいろな問題について、今まだ新しい出発の道程でございますから、めばしいことがまだ現れて来ぬと思ひますが、いろいろなことについて勉強いたしております。先ほどからお話がしきりに出ております公務員制度等の問題も、その仕事でございまして、この問題をもう少し深く、もう一そうの力を入れるように今総務長官にも話しておりますから、これはだんだんとその組織の実が上つてくると思ひます。政務次官が二人おります。ここに大蔵政務次官が二人おりますが、大蔵省においてはどういふふうに分担して命じていこうかと思ひます。大臣が十分考えてそれを分担して命じていこうかと思ひます。で、大臣が両次官を自分以上にうまく動かして、そうして効果を上げることに努力しておると思つております。

○八木幸吉君 大へん時間を費しまして恐縮でございますけれども、もう一点だけ質問させていただきます。よろしくごさいますか。

○理事(永岡光治君) どうぞ。

○八木幸吉君 これは副総理として機会がありませんので、本問題とは関係がありませんが、御承知の通り非常にかげがはやつておつて、この朝日新聞を見ますと、北里研究所は今までワクチンを作つておつたのに卵が高いからやめてしまふ、こういう新聞記事が出ています。卵が高ければ値段を高くして買つたらいいので、この流産の激しいときにワクチンが足りないといつてみんな大騒ぎしておるので、卵が高いからというところまでその能力のある北里研究所の製造をやめさせるというのは、一体厚生省は何をしておるか。予備費を出したらいいので、高ければ高く出して買ふ、ワクチンなどもアメリカなどにもあると思うので飛行機で取り寄せるとか、この問題をもう少し深刻に取り上げていただきたいということを副総理にお願いしておきます。

○国務大臣(石井光次郎君) おそく、ここに医者さんの政務次官があられるので、誤報ではないだろうかと思ひます。なおすぐにもそのやうなことをのこさないようにいたしたいと思ひます。

○森中守義君 石井長官に行政管理局長官、北海道開発局長官としての副総理に一言だけ承つておきます。行政管理局から配付された調査によりまして、十一月の十二日現在でございまして、現行の北海道開発庁の定員は三千二百二十二名、これに対して三十一名の欠員がありますから三千百九十一名、これが実在員であります。これに對しまして常勤労働者が三千八百八十六名、非常勤職員が二千七百四名で、

実にこの二つを合せますといわゆる定員外の職員が六千五百九十名、ほとんど定員はその二分の一を割つております。こういう現象はかつて行政機関の中でこれは聞いたこともなければ見たこともないのでありますが、一体どういふことを意味しておるか、開発局長官としての御答弁を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) 北海道の定員関係は御承知の通りでございます。私も実は驚いたのでございまして。私も実は驚いたのでございまして。定員外に現業を持つて、特に公共事業的な現業を持つておられます。所として、事業費の中から支弁する人が相当あると思つておりましたけれども、こういう状態とは実は思ひなかつたのであります。ちょうど今度の公務員法の問題、それから定員の問題になりまして、行政管理局で公務員法がまらしないならその前に何とかしよう、先はどうか申しておるやうな問題になりました。各役所に話がつておりました、北海道開発庁といたしましては、こういう人たちは公務員として扱われていいのではないだろうか、なるべく広義にはとつておりますがその数を減らして、そうして行政管理局でほかの役所のものとあわせて御研究を願つて、公正な取扱ひをしていただきたいということで提出をいたしておるわけでございます。行政管理局といたしましては、各役所からのやういふふうな申し出等もあつて、そのほかのデータもいろいろ取りそろえて、共通の問題といたしまして、全体はどうしたらこの定員の問題を解決し得るか、そして北海道開発庁の問題も解決し得るかということに、共通の立場に

おいてこれを研究しようというつもりで北海道開発庁としてはお話のような数字を出してありますし、これは材料といたしまして、行政管理局として、ほかの役所と一緒に研究をいたして決定をするということにいたしておるわけでございます。

○森中守義君　すでに北海道開発庁が創設されて五年何がしかたっていると思うのであります。その間にこういう定員の配置状態で月を経過してきたのかどうか知りません。しかしながら、こういう数字の現われている形というものは、およそ行政機関としては私はどうしても好ましい状態ではない、こういう工合に思ふのであります。いわゆる歴代の自由民主党内閣が、国土の開発ということはまさに政策に重点をおいて参ったことでありまして、正規な定員の倍數以上の非常勤職員で、果して大蔵省の国土の開発ということが、政府が企圖されるような目的を果し得るかどうかということは、はなはだ疑問とせざるを得ません。よく予算委員会あるいは決算委員会等でも問題になるのであります。政府の看板にいつわりあり、こういったようなことをはしなくともこの北海道開発庁の定員の問題から、私は一例として指摘するところであるのであります。ただ石井長官は全体のバランスであるとか、あるいはこういうことによつてきた歴史を研究する、こういうことであります。が、やはりこの段階にきてはこういう状態では済まぬのではないかと。かように思いますが、三十三年度におきまして北海道開発庁の長官は変則的な状態をどのように具体的に処理されようとしておられるのか。ことに数字を今行管の

方にも出されておると思ひますがそのことについて、石井開発庁長官としての立場と重ねて行政管理局長官としての二重の立場から、私はもう少し明快な御答弁を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君)　北海道開発庁ができましたのは年があまりたらない前でございます。急激に仕事が一ぺんにできましたので、そういうふうな関係からも、また仕事においてはなるべく建設的な面、公共事業の面では請負制度で多くやっていくというふうなこと、これは建設省と比較しまして北海道の方が請負の度合は多いのでございまして、こういうふうな行き方が自然事業によつての何と申しますか、その事業費の中から監督費を出すというふうなことでだんだんと定員外のものになる。その方がしやすかったと申します。そういうものは少し便宜的な安易な取扱ひが行われて、だんだん各内地の役所もこういうものが多くなつてきたような、さつきお話をあつたような、何かはつきりしなかつたものもあるような私も気がいたします。戦前の日本の定員の状況なんかを、私も昔小役人をしておる時分のことを考えますと、こんなに定員外の人が多いというようなことが、想像だもしなかつた数が今全体に出ておるわけでありまして。北海道がこの最も著しい例であります。来年の予算をもし今までの行き方でしたら、相当大きな数を定員外で認めていたたかなくちややれないというふうなことに私はなると思ふ。その意味から申しまして、この際においてこういうふうな人々を定員に繰り入れるという問題が解決するということは、根本的

には公務員法でございますが、そこまでは至らぬでも、行政管理局の取扱ひ、制度によつて解決することを私は、国全体の問題としても、北海道開発庁長官としても期待しており、またそうしたいと思つております。

○森中守義君　この問題は私は行政上の非常に重要な問題だと思ふんです。大蔵省が人員の要求を受けて極度にこれを査定する結果がこういうことになつたものか、あるいはまた行政管理局が開発庁の意見をあまり聞き入れなかつたためにこういう結果になつたものか、いずれにしてもやはり国の予算でありますから、正規に人は人の関係での予算を組む、事業は事業の予算として組む。かりにも、今石井長官の言われるような言葉をそのまま受け取るとすれば、人件費でなく事業費か何かから人を雇つて、こういうふうな国の予算の執行というものは、私は非常に憂慮するべき問題であらうと思ひます。もちろんこれは予算あるいは決算委員会等で明らかにするべき問題でありしうが、年々国会に予算が出されてくるその際に、国会の審議の過程の中ではこういうことまでは実は今まで指摘をされていなかったやうです。そうなるやうな一種のペールをかぶせて、実は人件費に使うのであるが事業費というところで金を承認をもらつて、こういう予算の執行ということは私も、どうしても国民の税金として予算が組まれる以上、どうも筋道をあまりにも踏みはずして、こういう工合に考えざるを得ないのであります。それで先刻も申し上げたやうに、国土の開発というものが今日の日本にとつてどれほど重

要な課題であり、しかも喫緊の急務であるかということは論を待たないところでありまして。国の予算の使ひ方をしつてまた適正な人員の配置、もちろん六千五百九十名の人たちがどういう仕事少くとも常勤勤務者の三千八百八十六名という程度の人は、すみやかに本定員にすることが正しい人員の配置であらう、私はこういう工合に考えるわけでありまして。従いまして次期の予算を検討されるような際に、事業費として組んだ予算を人件費に使うやうなことがないように、そしてまた国土の開発という観点から、この問題は副総理としても少し重大な関心を払いながら措置されるやうに、特段にこの点については要望しておきます。

同時にまた具体的に、三十三年度には北海道開発庁としてはどの程度の者を切りかえようとするのか、あるいは行管はこの開発庁の実態をどのように把握認識をされておられるのか、この二つのことを最後に御質問を申し上げます。○國務大臣(石井光次郎君)　私今数字を持ち合してはおりませんが、さつき申しましたやうに、こういう人たちは公務員の扱いをしてもらつてしかるべきじゃないだらうか、というやうな範囲において広く考えて行政管理局のほうに提出いたしておるはずでございます。これをどう扱うかという問題は、さつきから申し上げましたやうに、各役所のもの全般を流しましたやうに、いろいろな素材を集め、いろいろな基準をこしらえて、あれかこれかとこれから研究をいたしまして、そのカテゴリーの中においてできるだけこの問題の解決に

進んでいくことにしようというふうなことで今考えておるわけでございまして。

○理事(永岡光治君)　最後に私から要望と、それからその要望について特に御答弁いただきたいんですが、管理局の方から出された各省の欠員の状況を見ますと相当あるやうであります。非常勤勤務者で定員にしてくれないということで非常に大きな不満が今日ある。欠員があるにもかかわらずそれは定員にしていけない、こういう矛盾したことが出ておりますので、これは優先的に直ちにこの欠員の補充をしておらう。これはもう非常勤職員から当然組みかえられるものと考えておりますが、その点について行政管理局長官、特に副総理の立場でもありまして、お願いしたいことが第一点と、もう一つは、今非常勤職員の問題についてる要望があつておるわけでありまして、これは昨日農林大臣及び建設大臣からも実情を切々と訴えておりました。行政管理局長官に特にこれはお願いしなきゃならぬ問題であります。国会の意思としての付帯決議もありませんが、どうぞ、定員内の職員と職務の実態が全く同じであるという者については、全面的にこれを定員化するやうに格段の御配慮をいたしたくない、こういう二点の問題についてお願いしたいと思ふ。特にまた開発庁長官でもありますし、行政管理局長官でもあり、また副総理でもあるわけでありまして、承われば、閣議でもだいたいそういう方向で御了解を得たと根本建設大臣から承わつておるわけでありまして、問題は、やっぱり大蔵大臣のほうでそれじゃ困るということにな

ると、予算上の問題で要望がまた生かされないということになりますので、そういう点も閣議において十分とめてその要望が実現できるように格段の御配慮をいただきたいと要望するわけでありまして、この点についての副総理あるいは北海道開発庁長官、行政管理局長官という立場での御所見及び御決意を承わりたいと思ふ。

○國務大臣(石井光次郎君) 各省の欠員があるものを補充する問題は、その人がその省で適任者で、またその適任な人をあげるということであれば、これはもうもちろん私議もなないことであり、そうされてしかるべきだと思います。

それから第二の点は今まで論議しておる問題で、これは昨日から申し上げておるように努力をいたしまして、この次の議会までに何とか案をせし上げざるつもりであります。

それから閣議でいろいろなこういう問題が論議される場合、昨日から私が申し上げておる心持は御了承願つておると思ひますので、各関係の大臣ともよく懇談をいたしまして、長年の問題が解決の道につきまますように努力をいたします。

○森中守義君 それでは大蔵省関係で二、三御質問いたします。

先刻の答弁の途中で石井長官の方に話がそれましたので、不十分でありましたから繰り返して御質問いたします。お聞き通りに、行政管理局は、今新しい定員算出の作業の進行過程にあるということでありまして、先刻向井政務次官のお答えの中では、公務員制度調査室の話がちょっと出たようでありまして、昨日来の質疑応答の中で明

らかにになりましたのは、もしも来年度の予算編成までにこの結論が出ないという場合には、行政管理局は別にその問題とは切り離して定員の問題を措置する、こういう答弁であります。そこで、行政管理局の出された各行政機関ごとの数字というものは、これは私は相当以上に信用すべきものであるし権威の高いものであらう、かように信じたのであります。そこで行政管理局が各省に了承を与え、あるいは中に入つて大蔵省と具体的に予算折衝に入つた場合に、各機関ごとに相当長い間各行政機関は非常に困難な状態の中に、定員が足りないために事業の運行を続けられておる実情のいくつかわれれば、それは知つておるわけでありまして、そういう場合に對して大蔵省は、行管の認証を与えた定員要求に對してはどういうお考えであるか、それをまず最初に明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) さきほどお答え申し上げました通りに、大蔵省といたしましては、前国会におきまして公務員制度の結論が出ない場合におきましても、今お話の通り定員化につきまして次の通常国会において何らかの措置を講ずる、こういうことを大蔵省としましても約束しておるわけでありまして。現在におきましては、行管におきまして各省と連絡をとりまして、せつかく作業中なのであります。その結論が出ますれば大蔵省といたしましても行管に十分連絡をとりまして、予算の必要があれば予算的措置を講じていく、こういうことにならうかと思ひます。

○森中守義君 さらに突つ込んで、全

員であるのか、あるいは予算上、資金上といういつもの手で十割のうち七割になるのか、あるいは六割になるのか、そこまでは今極言の限りでありまして、例年の前例によれば相当以上に要求された人員というものは落されていくのが実情のようでありまして。そういうことになりまして、行管は権威のある機関として定員の認証を与える、それを大蔵省が割つた、こういうことになりまして、各省は非常に大きな迷惑をこうむるのではないかと、こう思うのであります。それですからもしも七割あるいは六割に落された場合の各省の運行上の責任は一体だれがとるのか。それを大蔵省の立場から、ただ大蔵省は金の問題だ、こういわればそれまでであります。やはり政府全体の立場から落された四割ないしは三割という仮定のことでありまして、そのために生ずる障害というものはどういうことになるのか。そのことをもう少し具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 私もかつて、皆さん御心配なさつていらつしやいます、いわゆる定員外の労働者が非常に多いところに職を奉じておられまして、その不本意なことにつきましては身をもつて体験いたしておるのであります。この問題は定員化にいたしまして、これはもちろん頭割りの旅費でありますとか、そういう予算の問題ももちろん伴いますものと思ひますが、私の従来の体験から考えてみますならば、やはりこれは一番問題となります。その点は、公務員制度そのもののやはり改正の問題というやうな問題にからんでくるところが非常に多いのではな

らうかと、私は自分ながら考えておるのであります。定員の問題は御承知の通り主務省が行管でありますので、行管の方に委ねまして、各省から出ました御要求をそれぞれの大い見地から総合的に判断されまして、結論が出ることと思ひますが、そうなりますれば十分大蔵省としましては誠意をもちまして行管と連絡の上に、予算上必要ありますものは予算上の措置を講ずる、こういうことになつて参る、こう思つております。今お話のように従来大蔵省は一切が切つて切つてくるのではないかと、お話し切つておるの、私そういうふうな全部切つておるのだと承知いたしておりましたが、予算査定というものももちろんあるわけでありまして、そういう面におきましても、十分各省と連絡の上に話を進めておるものと私は解釈いたしておるのであります。

○森中守義君 各省と大蔵省との予算折衝の経過あるいはその内容については詳しくは知りません。知りませんが、今まで、仄聞であれば幸いでありまして、どうしても大蔵省としては査定という立場から話を進める、そういうことになりまして、やはり要求する方では若干の水増し等もありまして、う。しかしやはり尽きるころはどこまで真相を究明していくか、やはりこれが査定の方針でなければならぬと思ふ。さうになりますと、行管の方では先刻申し述べたように、長い懸案であつたこの定員の問題については、二十六通常国会における、あるいは二十二通常国会における付帯決議が何院ともつております。これをこの際院議を百パーセント実現するために

英断をふるおう、こういうチャンスを迎えておりますから、三十三年度の定員要求に對しては頭から査定をするという方針でなくて、あくまでも事態を率直に認識して極力査定をせずに、全機関が国民のために、あるいは国家のために十二分に働かざるを得ない大蔵省としてとり得るやうな、こういう方針を堅持していただきたいと思ひます。その点についてもう少し正確な御答弁を承わりたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) この点は行管におきましては誠意をもつて検討いたしておるわけでありまして、そういう考え方と大蔵省というものは、さう食い違ふという事はないかと私は考へております。

○森中守義君 食い違ふことではないということであれば大へん幸いでありまして、そのことは一つぜひ忠実に履行してもらいたいと思ひます。

それと先刻石井副総理にちよつと尋ねいたしました北海道開発庁の問題、こういう一つの実例が示しておりますように、正規な定員の人員費として組む国家予算をそれが取れないために事業費として取つておる。そうして人間を採用する。こういうことを大蔵省御承知ですか。私はそのことを演繹して考へていけば、行管がそのことを認識しなかつたのかあるいは大蔵省が削つたのか、そのいづれであるか知りません。ないしは開発庁の方がサボつていたのかともわかりません。いづれにしろ実在するものが六千五百九十名という定員の倍數以上の常勤労働者あるいは非常勤職員が配属されていて、しかもその原資の出どころというものは事業費から出ている。こういう先刻の北

海道開発庁長官である副総理のお答えでありましたが、どうしても私どもは納得しがたいものがある。所管官庁である大蔵省あるいは行管それと開発庁、こういうもののどこかに問題点が存在するように考えるのであります。大蔵省としてはこの事態に対して今までどういったようなお考えで進みになったのか。それと根本的に予算の組み方あるいは予算の執行、こういうことに対しての見解を明らかにしていただきたいと思います。ことに国の金として常勤勤務者あるいは非常勤職員にも出さるという人たちは本務者に切りかえても金そのものにはそう大きな変更はないわけでありまして、そのことをどう考えておりますか。

○理事(永岡光治君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(永岡光治君) 速記つけて。

○政府委員(白井勇君) 事業費の中から人件費を出すことはどうかというお話でありましたが、私も予算関係につきましては経験もまだ非常に浅いものであります。私の覚えておるところによりまして、いわゆる事業費におきましては何かその事業が終了すればそれで何もなくなってしまうというような事業が多いわけでありまして、そういうような事業を予算化して参ります場合は、それにやはりそういう臨時的な人件費が入っていく、こういうことは従来当りまえのように私記憶いたしております。北海道の問題につきましても今具体的にどういうことになっておりますか聞いてもおりませんので、私ここで的確にお答えできないと思いま

すが、これはむしろ開発庁なりその他行管の方の問題であると存じますが、ただ私今の御質問によつてちよつと思ひ出しますと、私の経験によりまして、やはり一定の人員をもらひまして、それを府県別なり地域別に配分いたすことを考えていきますと、北海道のような場合はこれはいろいろ取り上げます要素によりまして違ってくるわけでありまして、地域は広範であり交通機関は非常に不整備だということなことで、計算上は非常に多数の人員を配置しなければならぬような計算になるものであります。ところがそれを一定の与えられました人員から配当して参りますと、従来の果別の定員配置というものと非常に違つて、配置を急に変えなければならぬというやうな問題も出まして、私も非常に困つて、その一部しか北海道に割増しができないというやうな経験を持ったこともあるのであります。そういう経験からいたしますと、やはり開発庁なり北海道関係におきまして、それは現場に即した人数がすぐ切りかわつてくるというやうなことは言えないのではなからうかと、ちよつと自分の体験からそういう感じを受けた次第であります。

○森中守義君 大蔵省に對しましていろいろの問題を持っておりますが、この問題に關して、ただいまの白井政務次官の御答弁では大蔵省の氣持といふものも理解できたのであります。大へん繰り返して恐縮であります。長年にわたるこの定員の問題は懸案であります。戦後二回にわたり衆参両院の付帯決議にもついておりまして、この機会に行政官理庁の方でもあるいは各

省でも、ござつて一挙に問題の解決をはからうというきわめて熱烈なる意欲と、それにチャンスを迎えておる時期でもありますから、通り一べんの要求があった、これを査定する、こういうおぎなりの仕方ではなくて、もう少し真剣に率直に事態を認識をされ、ぜひ三十三年度のこの定員の問題については根柢を残さないやうな英断をふるっていただくことを特にお願いを申し上げます。不幸にして大蔵大臣がお見えになつておられますが、大臣を中心に省議等すみやかに開きになつて、ぜひ私どものこの委員会の意向が十二分に達成できるように特段の配慮をお願い申し上げます。大蔵省の關係を終わりたいと思ひます。

○理事(永岡光治君) 今出席になつておいでになるのは郵政省の総務局長西村尚治君、農林省の官房長の齋藤誠君であります。

○森中守義君 今の問題について、大蔵省の私の要望に對しましての氣持をちよつと。

○政府委員(白井勇君) 先ほど申し上げましたように、私個人としましては問題は何とかしなければならぬ問題だといふふうな前から考へておりまして、これが国会の皆さんの御熱意によつて順次具体化されて参りますことは、非常に私といたしまして喜びにたえないところであります。できるだけ御趣旨に沿ひまして善処いたしたいと考えております。

○八木幸吉君 大蔵当局に伺ひます。たとえば常勤勤務者六万人を定員の中に入れて、そういたしますと、勤務の態が大體同じでありますから、国家

のこの必要な経費といふものもあり私は変らぬと思ひます。しかし今森中さんからのお話がありましたように、経費の支出方法について、あるいは事業費の一部で支弁しておるといふやうなことになれば、人件費だけの關係では若干そこに差異がありましようけれども、其の、實際の国の費用がこの六万六万の常勤勤務者を定員のワケ内に入れた場合に、どの程度の國家の支出に差があるかという点を、これは今直ちに御答弁を伺ふのは無理と思ひますが、仮定でよろしうございまして、ある一定のワケを六万六万を對象にして國の費用がどの程度ふえるか、これは直接の人件費のほかは庁費その他でも若干の開きがあるだらうと思ひます。その一つ資料の御提出をお願いしておきます。

○政府委員(白井勇君) これは今御質問の通り、一応現在同様の支出をしておるわけでありまして、ただ、今お話にもありました通りに定員の頭割りにたとえば旅費を配當して参ります。あるいはまた定員に應じまして庁費を一人当たり幾らというやうな配當をいたしております。そういうやうなものが今までの中には盛り込まれていないといふことはあるわけでありまして、ただ私今ここに参りまして六万とか八万とかいふ数字を初めて承つたのであります。行管の方から何らかの仮定の数字でも出ますれば、それに基きまして今お話のやうな点を一つ計算をいたしてみたいと思ひます。

○八木幸吉君 とりあえず常勤勤務者だけでいいのです。あとの二万八千の方にはいろいろ今もやりとりがあつたので、どの程度ということがわかれば

いいのですから、六万なら六万の方で押えて一応数字を出していただきたいといふことをお願いしておきます。

○政府委員(白井勇君) 行管の方から何か数字が出ますればそれに基いて一つ計算してみます。

○森中守義君 時間の關係もありまして、ごく簡単にあと一、二御質問を申し上げます。

行管の補原政務次官に要望なり質問なりであります。今官公庁の各組合から相手である所屬の大臣に對して定員問題の要求が出されて、そうしてそのことに関して相当長期にわたる団体交渉が行われておりますが、行管の方では各組合ごとの要求書をすみやかに入手をされて、そうしてもちろん行管あるいは各省ともそれぞれの組織を動員されて、この調査を行つておいでになつてしまふが、組合は組合でまたコソクのある變つた調査あるいは變つた資料を持つておられますから、そういうものを一応この際は全面的に調査の對象と申しましようか、あるいは資料と申しましようか、そういう根柢に置いてほしいと思ひますが、その点政務次官の御意向を承つておきたい。

○政府委員(補原幸君) 昨日から申し上げますように、公共事業についての資料のほかに、いろいろの資料を、各般の狀態をいろいろ調査いたしまして参考にしたといふことを申し上げて、まお話しになりましたやうな資料につきましては十分これを尊重いたしまして、よくその事情をお聞きいたします。

○森中守義君 まあ全省にわたつてそれれ問題があります。しかし総理府

の内部においてもたとえ恩給局でありましても、あるいは政務次官のおいでになる行管においてもそれぞれ同様な形態のものがあります。おおよそ私どもが知る質問を申し上げるものは意見を開陳しているゆえのものは、ただ単に常勤的勤務員を本務者に切りかえる、あるいは非常勤職員をそのまま本務者に切りかえるという意見のみならず、事本質というものは各行政機関ごとに人が足りない昔のように極密院があり貴族院がありしかも政府がある、こういうことで命令一本で仕事が行われていた旧時代とは、だいぶ行政の方向も必然的に変わっておりますから人が多く要る。これは当然なことだろうと思ふのです。要するに現場に働いている多くの官公庁の職員の諸君が、一人で二人前も三人前もやって過酷な労働条件の中にある。しかもそれに対しては特別に超過勤務手当の完全な支給もない。最近の肺結核あるいは肺浸潤に冒されてベットに横たわる数は漸増の傾向にあります。これはやはり不当な労働強化ということを実に物語っているものでありまして、要するにただ数字の上で上っている、あるいは現在雇用されている常勤職員あるいは非常勤職員の本務者への切りかえ、というのがほんとうな目的ではなくして、完全に行政機関を最もノーマルな状態に置くにはどうしたらいいか、これが私どもの主張の一貫した論旨でありますから、この点を一つ特に御注意を願っておきたいと思ふのであります。私は先刻申し上げたように、各官公庁の労働組合がそういうことを中心にまとめた、いわゆる労働白書と申しましようか定員白書等がそれぞれできて

おりますから、今政務次官のお答えでやや安心をいたしました、そういう組合関係の資料も十二分に基礎的な資料とされて、すみやかに結論を出したいだくように、特にこれはお願いを申し上げます。

それからもう一つ質問であります。十一月七日付の配付になりました各機関ごとの欠員であります。相当膨大な数に及んでいて、最大のものは郵政省の千六百五十名、大蔵省の千五百十四名、この二つを筆頭にいたしまして千名台がだいぶあります。これはどういう意味で欠員を補充しないのか、あるいはどの期間このままの状態を放置されているのか、これを一つ承わっておきたいと思ふます。

○政府委員(藤原孝君) 前段のお話につきましては、特に十分検討をいたしまして尊重いたします。ことに御説のように行政の内容というものは複雑化して参りますので、特にこの方面におきましては、機械化あるいは能率化ということも十分考慮に入れます。御趣旨を尊重いたしまして検討いたします。

後段の欠員につきましては配置転換、その他の自然的に出てきます欠員というものの中には含まれておると思ふのでございしますが、また種々な事情からそのほかの意味の欠員もあることと存じますので、特にこの点につきましても十分検討したいと思ふのでございしますが、詳しいところは事務当局から一つ申し上げたいと思ふます。

○政府委員(岡部史郎君) 最近の欠員状況を調査いたしましたものと、六十四万の定員に対しては毎月大体七千から

八千人の欠員を示しております。最近の資料は八月一日付の資料でございしますがこれによりまして、各省を通じて総計七千五百という欠員でございしますが、これはほぼ定員の一分に当る数字でございまして、欠員が一分ということは森中委員非常に膨大だと仰せられますが、むしろ私も前から見ますと少な過ぎる欠員のように考えられます。一例を申し上げまして郵政省二十六万余の定員に対して千人の欠員というのは、これは人事管理上当然に出てくる欠員といたしまして少な過ぎるくらいで、その内容は結局定員あるいは職員の固定化が、むしろかなり強い程度になつてきているのじやないかというところを示すくらいのものでございまして、大体欠員が三割程度にとどまっていればノーマルな人員の管理状況と考へられておるわけなのでございまして、むしろ、欠員というものはそういう意味におきまして、少な過ぎるくらいに見えております。従いまして、差しあたりこの欠員を非常に不補充にしておくとこの状況は見られないわけではございしますが、もちろん欠員があまりして適正なやり方が行われます限りにおきまして、できるだけその欠員を補充するということは、これは定員というものが非常に切詰めたものでございしますから、これを適切に補充していくというところは当然のこととございします。どうしても最小限度のラニンズの欠員というものは認めなければならぬ、こう考えております。

○森中守義君 そうしますと、これは愚問であるかわかりませんが、行政管理局が統一的に欠員の補充は差しとめるとか、あるいは大蔵省が予算の關係で差しとめるとか、そういう画一的なことはありませぬ。各省ごとにこの欠員については、裁量は自由にまかせてある、こういうことに了承してよろしいのですか。

○政府委員(岡部史郎君) その通りでございします。

○森中守義君 わかりました。あと一つだけ御質問申し上げますが、郵政省の場合主として電波関係であります。最近電波関係はテレビあるいは民間放送、航空、海上、警察、こういったようにすこぶる無線業務の幅が急激に拡大をされて参りました。これに対して昨年は二百七十二名を郵政省では要求をされたやに承わっておりますが、現状における電波行政というものは非常に困窮の極に達しておる。こういうように私は今まで通信委員として調査をして参りましたが、一応の結論として出ております。これに対して郵政省全体にもいろいろ問題もあつたし、ここで主張したり質問をしたいこともありますが、特にこの電波関係は今郵政省の定員関係で緊急を要する問題でありますので、経理局長に今電波行政の定員状況についてどういふように理解をされ、そして三十三年度の予算計上に当つてはどういう措置で進もうとされているのか。また行管並びに大蔵省とは、そのことがどの程度まで話が煮詰まつているのか、それをお聞かせ願ひたい。

○説明員(西村尚治君) 電波関係につきましては、目下大蔵省の方に二百五十名ばかり新規増員を要求して折衝しているわけですが、おもな項目といたしましては有線放送設備の技術水準の改善とか、電波監理、監督要員の強化だと

係で差しとめるとか、そういう画一的なことはありませぬ。各省ごとにこの欠員については、裁量は自由にまかせてある、こういうことに了承してよろしいのですか。

○森中守義君 わかりました。あと一つだけ御質問申し上げますが、郵政省の場合主として電波関係であります。最近電波関係はテレビあるいは民間放送、航空、海上、警察、こういったようにすこぶる無線業務の幅が急激に拡大をされて参りました。これに対して昨年は二百七十二名を郵政省では要求をされたやに承わっておりますが、現状における電波行政というものは非常に困窮の極に達しておる。こういうように私は今まで通信委員として調査をして参りましたが、一応の結論として出ております。これに対して郵政省全体にもいろいろ問題もあつたし、ここで主張したり質問をしたいこともありますが、特にこの電波関係は今郵政省の定員関係で緊急を要する問題でありますので、経理局長に今電波行政の定員状況についてどういふように理解をされ、そして三十三年度の予算計上に当つてはどういう措置で進もうとされているのか。また行管並びに大蔵省とは、そのことがどの程度まで話が煮詰まつているのか、それをお聞かせ願ひたい。

○説明員(西村尚治君) 電波関係につきましては、目下大蔵省の方に二百五十名ばかり新規増員を要求して折衝しているわけですが、おもな項目といたしましては有線放送設備の技術水準の改善とか、電波監理、監督要員の強化だと

○森中守義君 農林省では昨年以来ずっと、たとえば八郎湖の問題でありますとかあるいはその他干拓業務等も含めて、相当膨大な非常勤労働者あるいは非常勤職員がおりますが、これを昨年同様議員である北村君の質問に答えて、三十三年度においては極力実現をはかりたいと思ふ、こういう答弁を農林当局から承わっておりますが、本年の実情はどういうことになっておりますか。

○政府委員(藤原孝君) ただいまの御質問にお答えいたします。農林省関係の常勤職員、非常勤職員も、各省に比べては相当多いわけでありまして、特に公共事業関係におきましては、事業

かいろいろございしますが、こういう線で行政管理局の方にも下交渉は平行して進めている状況でございします。また大蔵省との話し合いは折衝中という段階でございまして煮詰つておりませんので、この中でどの程度実現いたしますか、見通しはつきませんができるだけ一つ善処していきたい、かように考えております。

○森中守義君 行管の政務次官の方でも、今郵政省経理局長の御答弁のように、電波行政がとにかくにもかかわらず事業が大幅に拡大されたにもかかわらず定員がふえていない、こういう事情を御説明になつたわけですが、この際に特にこの電波の問題については鋭意留意をされまして、ぜひこの実現を期待するものであります。いかがでございしますか。

○政府委員(藤原孝君) ただいまのお話につきましては、十分これを尊重いたしまして処置をいたしたいと思ふております。

○森中守義君 農林省では昨年以来ずっと、たとえば八郎湖の問題でありますとかあるいはその他干拓業務等も含めて、相当膨大な非常勤労働者あるいは非常勤職員がおりますが、これを昨年同様議員である北村君の質問に答えて、三十三年度においては極力実現をはかりたいと思ふ、こういう答弁を農林当局から承わっておりますが、本年の実情はどういうことになっておりますか。

○政府委員(藤原孝君) ただいまの御質問にお答えいたします。農林省関係の常勤職員、非常勤職員も、各省に比べては相当多いわけでありまして、特に公共事業関係におきましては、事業

の量の拡大に伴いまして人員の増加を伴ったものも相当あるわけでございます。これらの職員につきましては従来からも待遇の改善をはかることはもちろんであります。機会あるごとに欠員をこれらの職員でまず優先的に補充するというような措置を取って参つたのであります。今後においてもそういう方向で進みたいと考えておる次第であります。来年度におきましては、しかしながら基本的には今の相当多量の常勤職員を定員化することが何より必要だと考えておりました。われわれといたしましてはこの常勤職員、非常勤職員についての定員化を一応全面的に要求したいと、かように考えておるわけでありまして、ただそれらの人員につきましても、職務の内容なり勤務の状況なりいろいろの状況によつて差もございますので、それらの実態については目下行政管理庁と緊密な連絡のもとに調査もいたし、どういう性質のものについてはどういうふうに取り扱うかというふうなことにつきましても今後検討いたして、少くとも定員外職員における勤務の性質の同程度のものにつきましては、できるだけ定員化をはかつて参ると、こういう気持ちでおる次第でございます。お話を八郎洞あるいはその他の干拓に要する人員につきましては、当然必要な人員の確保をはからなければなりませんので、これについては従来の常勤の定員化の中に、新規の増員につきましても必要数の要求をいたしておる次第でございます。

○森中守義君 私はこれで定員関係を終りますが、昨日来かなり長時間を費していろいろと御質問を申し上げて参りました。その中で明確になつたもの、あるいは不明確なまま次に譲らざるを得なくなつたもの、それぞれ私も整理をいたしておりますが、要するに院の決議が二回にわたつて行われておるといふこと、その院の決議の本旨とするところは、各行政機関ごとに完全な状態にない、こういうことを如実に物語つておるわけでありまして、従いまして、石井長官の答弁の中にも非常に傾聴すべき内容もありましたし、極力三十三年度の予算を最終といたしまして、自今永遠にこの定員についてかかる問題を惹起しないように、この機会に行管が中心になられて大英断をふるわれるように、特に私は要望申し上げる次第であります。特に閣議あるいは次官会議、こういう最高の政府機関の会合等もありましょうから、この委員会の空気等も十分に反映をいたさしまして、次期の通常国会まで私はこの問題の残余の事柄について保留いたしまして、これをもって私の質問を終ります。

○理事(永岡光治君) 郵政省の総務局長にお尋ねいたしますが、先ほど行管の答弁の中では、一般行政官庁の中には常勤の非常勤職員がほとんどないという趣旨の答弁があったやに記憶しておるわけですが、郵政関係がその一般官庁に入るのであるかどうか知りませんが、その意味ならば入らないということであれば別であります。相当の常勤的非常勤職員、つまり二カ月ごとに切りかえて臨時職員を採用しておるわけですね、同じ人を。かなりあるやに聞いておりますが、そういう実態は相当数に上つておると思つておりますが、これはこの際定員を改正されるに當つて

やはり定員化すべきものと、趣旨から言うならば共通された問題として処理すべきだと思つたが、どのようにお考えでありますか。この点だけ一点お伺いいたしておきます。

○説明員(西村尚治君) 郵政省におきましても、常勤的非常勤職員とみなされるものは実は約六千名ばかりあるものであります。これにつきましては先ほど来のお話の御趣旨に沿ひまして、定員化してもらふべく大蔵省にも折衝しておりますし、あわせて行政管理庁の方とも下交渉を進めておる次第であります。

午後一時五十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につき、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○永岡光治君 前回の委員会におきまして、ただいま問題になっておりますこの法律の改正に伴う〇・一五の財源措置をどういうようにしてやるのか、各省庁別に出してやらうか、特に私の方からは、果してこれが出せるのか出せないのか、そうしてそれは、予算総則その他に、あるいは会計法上の観点から、違法であるのかないのかというところを検討しなければならぬために、その生み出せる財源の費目別の調査を、各省庁別にわたつて出してもらいたい、こういう要望をしたのであります。ただいま資料を

見ますと、きわめてこれはずさんなものであります。各省庁別に不用見込額がそれぞれ計上され、そうしてその中から、それぞれ所要財源としてこれだけ要するのだ、こういう程度の資料であります。これでは全然、どうしてこういう不用の財源が出てきたのか、そしてまた、出てきた財源が果して流用していい性質のものかということについては、これはどうも、私たちとしては疑念に思ふのであります。特に、人件費予算の不用見込額等とは書いてありますが、見込額等という、「等」が書いてありますだけに、一体どういふものからどれだけ集めてきたかという明細なる資料が出されておられません。どうしてできないのか、特に、せめて私は、各省庁の別が直ちに間に合わないといつても、大蔵省であれば、自分の所管庁でありますから、自分のところのものだけは明確にわかるだろうから、出してもらいたいと思つておりましたら、出てきた資料は、こういう概括的なものであります。きわめて遺憾であります。この経緯を大蔵省の方から明確に答弁してもらいたいと思つた。白井政務次官にその点、お尋ねしたいと思つた。

○政府委員(白井勇君) この前私出ておりましたので、経過の点については、専務当局から御説明申し上げます。

○説明員(岸本善君) ただいま永岡委員からお話のありましたような資料の御要求があったことは、承知いたしておりますが、各省にいろいろ折衝いたしたのでございますが、こまかい内訳の資料を文書にしてすぐ作ることは、やはりなかなかむずかしいことではありますので、とりあえず、とにかく報

告のありました総額を不用見込額といたしまして、それに対する〇・一五所要額、この資料を、現在大蔵省としてでき得る資料を提出申し上げたわけであります。御要望に沿うような資料ができなかつたことは、おわび申し上げます。

○永岡光治君 ただいまの御答弁では、きわめて不満であります。しかし、まあ会期も迫つておりますので、法案の審議を進めなければなりません。関係上、一応この時点における資料としては、これをいただくことにいたしました。しかし、国会が終了しても、早急にこの資料を一つ各省に照会いたしまして、各省庁別に、どういふ費目が、どれだけの金額が余つて、どういふようになったのだ、そうしてまた、その原因がどうなるか、なぜそういう不用見込額が出てきたのか、その明細にわたつての資料を特に要望いたしておきます。

そこで、質問の第二であります。この前の二十六国会におきまして、給与法の審議をいたしました際に、暫定手当が新しく設定されましたが、私たちの計算によりますれば、この暫定手当に切りかえることによつて、地域給で当初成立を予定されておりました三十二年度の予算案がその地域給の原資が余るだろう、こういうことを質問いたしておりましたが、そういう質問については、若干余るような答弁もありましたし、もし余れば、それは給与の何らかの名目において、これを公務員の方に支給する、という答弁があつたわけでありまして、どの程度の予算が余つたか。そして、それはどういふように使おうとしているのか、その点をお

尋ねをいたします。

○説明員(岸本晋君) 暫定勤務地手当制度の実施に伴いまして、どの程度本年度予算が余るか。実は、実施いたしました結果、まだ正確な数字をつかんでおりませんが、各省に相当詳細な報告資料を求めておりますので、おいおい集計の段階でございます。

当初の見込みといたしましては、六億余りの財源は出て参ると、かように考えておたつたわけでございます。ただ、前回の国会におきまして、給与法の修正で、国会で御修正いただきまして初任給の引上げがございまして、その分に若干勤務地手当で余るものはふり向けなければならぬと思ひますが、それにいたしましたも、六億からある程度引いた、ある程度の金額は残る、かように考えるわけであります。この金を、前回の国会の付帯決議では、給与改善に振り向けるというような御決議があつたわけでございますが、私どもといたしましては、今回の〇・一五というものも、実質的には一つの給与改善に該当する、かように考えておる次第でございます。

○永岡光治君 それは、小委員会で論議された際にも明確にしておいたわけであります。特に衆議院においても、その点明確にしておいたはずですが、こういう財源は、当然今問題になっております期末手当とは別に、当時の法律なかりせば余つたであらうこの財源を、当然これはプラス・アルファとして支給されるべきだと、こういうことで、政府当局との間にも了解がついておたつたはずであります。もしこの財源を〇・一五の財源の中に加えておるとすれば、これは約束を食言した

ことになるわけでありまして、その点についてどういふふうな考へておられますか。

○説明員(岸本晋君) 前回の付帯決議をどういふふうな解釈して、政府としてどういふふうな取り上げていくか。これは実は、大蔵省の問題と申しますより、公務員制度調査室のお考えになる問題だろつと思ひますので、一応立ち入った答弁を申し上げますが、ただ、先ほども申し上げたように、これは、先ほど申し忘れましたが、つまり勤務地手当の財源が余りましたが、これは、各省庁において余り方が若干違つて、例へて申しますと、いなかの出先官署の多いところは、無給地暫定手当を受けるところになりまして、その結果余らない。ところが、都会の官署の多いところでは相当余つておる。余り方が不均一でございますので、公務員統一の何かの措置を講ずるといふのは、それだけをもつて何かを考へるといふのは、若干無理があるように思ひます。

○千葉信君 ただいまの問題については、大蔵省当局からの答弁でなく、総理府の方からの御答弁をいただきたいと思ひます。

お聞きの通りに、今春の給与法の改正に当つてつけられた付帯決議の関係、ただいま永岡委員から質問のありました事項、その当時付帯決議で了解のついていた以後において行われまして人事院の勧告にこの費目を、この余剰分を充当するといふことは、私は少し筋が違ふ、付帯決議の精神に即応しておらぬと思ふ。つまりその後に出ました人事院の勧告に対してどう措置するかという点については、政府としては、改めてその問題について別の角

度から補正予算を組むなり、もしくはまた、今回のように、かりに既定予算の中から繰り流用するといふやり方をとるにしまして、付帯決議の精神は、それと別個に生きておると思ふのです。従つて、今大蔵省当局の方から答弁のありました、まだその費目については、どれくらい余つてゐるか、判明しないという御答弁でございますが、それはその通りだと思ふのです。しかし、やがてこれが判明して、勤務地手当を暫定手当に切りかえたことによつて生ずる剰余分については、政府としては、やはり国会のあつた決議の趣旨を尊重して、別個にこれを何らかの形で、あの決議の趣旨に即応して支給するという方法をとらなければならぬと思ふのです。その点について、藤原さんの御答弁をお願いいたします。

○政府委員(藤原節夫君) 暫定手当に切りかえたために出た剰余分を給与改善の原資に充てるということが、その後人事院勧告に基く期末手当の増額に振り向けはけないといふ趣旨であるかどうかについては、いささか論じやいまして、たゞいまのおつた了解できるところであります。私どもとしましては、この剰余分を今回の期末手当の増額に充てるということ自体は、別に間違ひではないと思つておりますが、しかし、おっしゃいます点につきましては、なお十分相談し、検討もいたしたいと思つております。

○千葉信君 一つその趣旨を十分御了解願つて、今後適正な措置をとられるように、私はこの際要望しておきますが、特に今度大蔵省の方から出されまして資料によりまして、現在の予算の執行状況といひますか、現在の予算の執行状況によつて多分生ずるであろうと思われる金額がここに提出されております。これは、一方では欠員関係等もありまして、その他いろいろ条件があつて、こういう不用見込額といふものが出たかと存じますが、この不用見込額といふのは、これは十月現在の見込額ですか。十月現在、すでにこういう格好であるといふことになりまして、これは、今回の期末手当の増額といたしまして、今までの不用見込額の中からもうすでに充当できるといふ条件が出てきてゐるわけですから、今後十一月以降の予算執行に當つて、やはり私は、こういう程度のものは多分出るのではないかといふ見解を持っております。私の見解の通りにいかないで、そういうかなり膨大な剰余額が出ないかといひまして、先ほどの勤務地手当を暫定手当に切りかえたことによつて生ずると思われる金額等については、非常にこの金額から見まして、少い金額であります。十億足らずという、そういう格好の金額でございまして、私、政府の方として、十分たゞいま私の申し上げました趣旨が了解されて、そういう方法でやるといふことになると、これは、申し上げるまでもなく、実行できる問題だと思ひますから、一つそういう角度に立つて、御検討願ひたいと存じますが、再度、この点について御答弁をお願いしておきます。

○政府委員(藤原節夫君) この大蔵省から提出された資料は、十月現在において、本年度中に出ると見込まれる金額を出されたものださうでありますから、これ以上に出るといふことが期待できるかどうか、その点は、実績を見ないといふからいふわけであります。御趣旨の点は、よく了解しております。

○永岡光治君 これは、十月現在で、三十二年度中にどの程度の不用見込額が出るかといふ数字であります。ここに提出しております数字は四億一千五百万円でありまして、今、岸本給与課長の御答弁によりまして、暫定手当切りかえに伴う地域給の財源でも六億余つておる。しかも、この前の委員会の答弁によりまして、三十一年度において〇・一五の財源は差し繰つて出しました。その前年〇・二五といふのが出ました。だから、このまま行けば、当然これは、来年度においても、つまり、毎年度毎年度〇・一五といふものは、黙つていても財源は余ることになりはしないか、これは当然であると思ふのです。そうすれば、まるまる六億といふものは余つてくるわけですから、その例年の例に見まして、この〇・一五くらいのもものは、暫定手当切りかえに伴う地域給の剰余財源以外で十分まかなひ得るわけでありまして、当然これは、年度末あるいは適当な機会において、何らかの形において公務員に還元されるべきもの、こう解釈できるわけでありまして、それで、総理府の方に一つお願いするわけであります。ぜひこの点について、しかるべき時期において、この前の付帯決議等に盛り込まれた精神を尊重して、実現をしようといふ、特に要望いたしておきます。

そこで、次の問題であります。この法律案によりまして、〇・一五の範囲内において支給するといふことになっておりますが、どういふ理由かといふことで、聞いてみますと、中には、

これよりも財源はなくてはならないのでありますが、財源の操作いかんによつては、○・一五出ないところもあるかもしれない。そういう意味で、念のために書いたというのでありますが、一応こういう資料はいただいておりますが、法律の案文から解釈しますと、まだ完全に疑念が解けないのであります。もし財源がはつきりあるとするならば、これこそ年度内の措置でありますから、従つて、年度内に完全にこれが支給できるといふのであれば、範囲内と言わずに、完全にこれは、○・一五というふうには明示すべきだと思つておりますが、その点は、どういふ見解に基いてか、その文の表現になったのか、それをお答えいただきたいと思つたのが、第一点、第二点は、もしかりに、どこかの省庁において赤字が出て、まかなない得ない、このために財源が足りないというやうなことがかりに起つたとするならば、当然これは、年度内において予算の補正を行ふべきだ、こう言わざるを得ないのでありますが、そういうことも考へておるものと解釈していかどうか、この二点についてお尋ねいたしたい。

○政府委員(藤原節夫君) 既定予算の範囲内という点であります、実は、これはまあ従来、こういう既定経費でまかなうという規定をいたした場合は、いつの場合にもこういう規定をつけております。法律の体裁として、まだ未確定の、将来の期間を含んでおることでありまして、念のために、法文としてはそういうふうの規定したわけだと思つておりますが、ただ、現実には、省庁と大蔵省との間の検討により、また、私どもも次官會議

等でもよく確かめまして、大丈夫やれるという見通しのもとに提出をいたしました次第であります。また、将来、現在のところでは大丈夫やれるつもりであつても、何かのことでこれが不足を来たすやうな場合は、これはまた、補正等のことも考へなければならぬと思つております。

○永岡光治君 次いで、これは総理府のほうにお尋ねいたしますが、政府は、口を開けば、公務員の職員には、法律を守れというので、これに強制をして参ります。従来慣行として許された集会等も、違法という名のもとに弾圧を加へてゐるのが今日の状況であるわけでありまして、その反面、政府は、人事院の勧告は尊重するのだ、また、これはそうでなくちゃならぬと思つたのであります。そういう答弁をいたしてあります。その政府の舌の根のかわかないうちに、人事院の同じ勧告で示されておられます。この期末手当の増額とあわせて出ておる交通費の支給の問題について、何らかの国会に出さなかつたというの、どういふ理由があつて、この臨時国会にそのための法律改正を出さなかつたのか。今までの政府の立場から考へれば、みずから人事院の勧告を尊重しない、これを踏みにじるといふ態度に出ていることは、きつて遺憾であります。どういふわけであらう交通費のための法律の改正を行なつたのか。その事情をお尋ねいたします。

○政府委員(藤原節夫君) 政府は、職員に対して法規の履行を求める、その反面、勧告、裁定等についてはできるだけ尊重するという方針でやつておることは、御承知の通りであ

ります。その意味におきまして、人事院の勧告も、これはなるべく尊重するという方針であることは間違いないのであります。ただ、勧告があれば、すべてこれは必ず実施するかどうか、なるべく尊重するという趣旨ではあります。内容を一応検討して、実施でき、またこれは実施することが至当であるという結論に達した場合、これを実施するという意味であります。ただいまのお話の通勤手当につきましても、なるべく人事院勧告の趣旨を尊重したい、この手当方には間違ひありませんが、この手当につきましても、全く公務員としては新しい手当でありまして、技術的にいろいろ検討を要すべき点があるもので、尊重する建前で検討をしておるものであります。そういう点について、まだ十分に閣内の意見の一致を見ない点があります。この臨時国会に提案を見るに至らなかつた次第でございます。

○永岡光治君 私は、今の答弁では納得することができません。勧告が出されて、すでに三月月でありまして、この三月月の間に結論が出ないというの、一体何事ですか。職務怠慢もはなはだしと言わざるを得ないと思つたのであります。しかも、財源がないかといへば、ある。なぜこれが実施されなかつたのか。依然意見の相違があるというのであります。どういふ意見の相違がどういふところから出ておるか、そういう点を明確にしたいと思つたと思つた。しかも、尊重するといふ、こういう建前をとる限りにおきまして、三月月間審議をして、結論に達しないという理由はどこにもないと思つた。三月月間、何回會議を開いて、ど

ういふ経過になつたのか、該細にわたつて御説明をいただきたいと思つた。

○政府委員(藤原節夫君) 通勤手当につきましても、ただいま申しました通り、今までやつたこともなく、公務員として、新しい手当でございます。その性格、それから、これを支給するにいたしたしても、そのやり方の技術的な問題もありません。また、さきの公務員制度調査会の答申にもありますように、いろいろの手当は、なるべくこれを単純にして整理し、統合した方がよいという趣旨の勧告もなされておる、これを通勤手当という形で、民間で行われておりますやうな形で、そのまま実施する方がよいのか、何か別な形の手当に統合した方がよいのかという問題もありません。また、これを支給する場合に、現物給付にするか、あるいは定額にするか、どの程度に線を引きかというやうな、いろいろの問題があります。會議を重ねておるわけでありまして、いまだ意見の一致を見ないわけでありまして、その詳細な点につきましては、直接折衝の方から御答弁申し上げます。

○永岡光治君 公務員制度調査会の意見としては、この手当を統合すべきだといふ意見が出ておる。そういう問題もあるのです、検討しておるというお話であります。公務員制度調査会は、御承知の通り、政府の勝手に作つた政府内部の機関です。人事院は、法律に基いて、しかも公務員に対して罷免権を奪ふという代償で、その生活の保障を擁護するという立場に立つて設けられた機関であります。その人事院がこ

うしろというものを勧告しておるのかかわらず、いや、それは聞けないのだ、おれの内部の意見ではどういふ意見があるのだ、そつちの意見の方が大事であるというのになつては、これは、本末転倒の感を深くするものであります。しかも、すでにこの制度は、民間においてもとられております。そしてまた、公務員に準じておる三公社にもそれが実施されております。しかるに、ひとり公務員のみならず、しかも、そういう点を考慮して、おそらく人事院としては、これは最も適切な方法として勧告されたものと思つております。その勧告について尊重しないといふことになれば、今まで公務員について法律を守れといつてきた政府は、どうして弁解ができますか。それは、確かに法律の上では、あるいは形式の上では、そういう強制ができるにいたしましても、道義の上から、公務員の立場から、果してこの法律がいかどうかといふことになつて、さるを得ないと思つたのであります。そういう態度こそが、今日公務員の紛争といふものを非常に混乱に陥れており、ひいてはこれが能率の向上の上に大きな支障になつておるものであります。すみやかにこれは、実施していただきたいと思つた。重ねて要望いたしておきます。すでに三月月経過しておりますので、これは、早く方針をきめられると同時に、人事院の勧告は、すみやかに実施しろといふことになつておるわけでありまして、結論がかりに十二月に出るにいたしました。これは、さかのぼつて実施すべき筋合いのものと考へられますが、尊重する限りにおいては、その実施期日も尊重した、す

みやかなる実施を尊重した形において行われるべきだと思いますが、その辺のところは、どういふ見解を持っておいでになりますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(藤原節夫君) 人事院の勧告は、これを尊重するという建前であることは、もうたびたび申し上げました通りであります。決してこれを無視しようというわけではないのであります。なるべくその趣旨を尊重して、これを実施する、こういう方向で検討しておるわけでありまして、御趣旨の点は十分体して、なお検討し、結論を早く出したと考えております。

○千葉信君 ただいまの質疑(応答)を聞いておりますと、どうも総務副長官の方に観念の混乱があるように感じされます。どういふ点かというところ、最近になりましてから、岸内閣に労働政策のかなり転換がある。その最も著しい例というのは、たとえば、仲裁裁定が行われた場合には、これを実施する。あるいは人事院の勧告が出た場合には、これを実施するという方針、一方には、労働者諸君の場合にも、できるだけ法律についてはこれを順守するようにしてもらおう。これは、今までの政府にはなかった態度です。しかし、この岸内閣の態度というのは、これは、何も労働者諸君に対して恩恵的にそういう態度をとるのじゃないと思うのです。筋の通ったやり方をするのです。

筋の通ったやり方をするというところ、というところは、労働者諸君にも法律は守ってもらわなければならぬ、しかし、政府も同時に公労法の精神あるいは国家公務員法の精神を十分に民主的に

に解釈して、その法の精神に従って行動するというところから、仲裁裁定の実施あるいは公務員法の勧告の実施というところが私は出てきたのだと思うのであります。今さら公労法について、あるいは国家公務員法について、その裁定に関する条項をここで読み上げるまでもなく、永岡君の方からも発言がありました。一方において労働基本権に対して制圧を加えている。そのかわりに、人事院の職能によって、国家公務員のそういう争議権にかわる措置を一貫してとうとうとしておるのが国家公務員法の精神なんでありまして、従って、そういう国家公務員法の精神なら順守をするという、そういう立場に立つて、勧告を実施するという、新しい一歩前進した態度が出てきていると思うのです。その点は、藤原さんはどうお考えですか。

○政府委員(藤原節夫君) おっしゃる通りであります。

○千葉信君 もしそうだとということになると、これは、政府の恩恵的なものでも何でもありません。当然国家公務員法によつて規制されたその条文通りの方法を政府が講ずるということになるはずで、そうなりますと、今問題になりまして通勤手当の問題、これは、人事院の勧告なるものは、一定の基準によつて、ある時点において調査をして、そうしてどういふ不合理があり、どういふ不利益があるから、これこれの問題について、人事院は、これを実施してもらいたいという勧告をする。たとえは給与の改訂については、三月一日現在、これを調査して、そして人事院は、これを国会並びに政府に対して勧告を

する。その時期においてすでにそういう不利益があるのだから、三月一日から三月一日現在においてそういう不利益があるというところが判明をして、勧告をするのだから、その不利益は、ずつと勧告の出た当時もうすでに現存しておる事実である。従つて、それに対しては、もう即座に、できるだけ早い時期にそれは実施をしなければならぬということになると思うのです。そういう意味から言いますと、私は、時期をずらすという点も、これは、非常に許しがたいことだと思ふのです。極端な話ですが一年も二年もずらしておいて、先人の人事院の勧告を実施すれば、これはまた公務員法に基づく勧告の実施だなどという、そういうことにはならないと思ひます。従つてその実施の時期といふものは、少くともできれば、その勧告をするための調査の時点にさかのぼつておることが一番りっぱなやり方なんですよ。そこまではいかないと

ても、勧告の出たあと、特に国会の開かれるまでに、そういう問題については、国会でこれが最終結論の出るようには政府としては急がなきゃならぬ。おくらしておいては急がなきゃならぬ。実施をしますということでは、私は勧告の完全な実施ということにはならないと思ひます。そういう意味から言いますと、今回その片方の期末手当の方は実施をしておいて、通勤手当の方は今日まだ政府の方としても全然将来どうするといふ方針がきまっていないうし、私はこれは相当急慢のそしりを免れないと思うのです。もし政府の方で、この通勤手当の問題についていづつごろ実施をするとか、もしくはまたどういふ方向で検討をしているとかい

うことがあれば別ですけれども、私はこの際一つこの問題について、一体そういうふうな勧告を延ばして実施をしてもいいものかどうか。それからまたもう一つの点は、これを一体どういふうに政府としては結末をつけるつもりなのか。この二点についてお伺いをしておきたい。

○政府委員(藤原節夫君) 給与などに關しましては、ある時点調査をして、どういふふうにするという方向を出してこれを実施するという間に、若干の時間的ズレが出てくるのは、これはどうもやむを得ないことじゃないかと思ひます。上の場合もそうでありまして、うのであります。なるべくそういうズレをなくすように努力することはむろん必要だと思ひますが、従来の例を見ましても多少のズレはやむを得ないと思ひます。今回の通勤手当につきましては、先ほどから申し上げましたようになるべくこれを実施したい、勧告はこれを尊重したいという意思であることははっきりと申し上げるべきであります。政府が新しい手当を取り上げてこれを実施するまでには、いろいろな技術的な問題もありまして、先日も申しましたようにいろいろこの給与を扱つておる機構が複雑になっておりまして、その間でもいろいろ話し合ひをしないうし、手間取つておるようなわけであります。なるべく早くこれを実施したいといふことははっきりと申し上げておきます。なお詳しい内容につきましては公務員調査室長の方から御説明をいたします。

○政府委員(増子正宏君) 通勤手当の具体化につきましては、総務副長官からただいま申し上げましたように、私も、この公労法制度調査室の立場でございますが、できるだけこれを取り入れて、制度化したというふうな気持ちでいろいろ検討をいたして参つたわけでございます。ただ御承知のように人事院の勧告におきましては、職員は通勤の実情に一定条件のもとに月額六百元を最高制限額とする通勤手当を支給するものとする、というきわめて簡単な勧告内容でございます。従いましてここで述べております通勤の実情等につきましては、人事院におきまして調査いたしましたわけでございまして、その内容等につきましても詳しい説明を聞き、また一定条件のもとにということでございますが、これについての人事院の考え方等もいろいろ聞いておるわけでございます。ただ時間的に申しますと七月十六日に勧告は出たのでございまして、それらの詳細な事情について人事院から説明を承られるようになりましては、それからかなり時日がたつてからでございます。そういう意味におきまして人事院等におきましても、その後においていろいろ検討された点もあるようでございます。そうした状況に應じて私どもの方も関係省庁と連絡をとりまして、今日までできるだけ早く結論を得たいということを進めて参つたわけでございまして、まことに残念でございますが、現在までにすなわち臨時国会で御審議を願うというところまで参らなかつたという状況でございます。

○千葉信君 政府としては、この次の国会等はこの勧告を何らかの形で実現

いました支給のできる見通しをつけておられます。

○伊藤頭道君 過去数年間の実態を見ますと、長官のいわれるようなそんな甘いものではないと思うわけです。特に赤字県の場合はその程度がひどいわけですけれども、結局かりに無理して実施したところで、そのしわ寄せは自後の昇給昇格ストップという形で出てくる。結局曲りなりにも無理して年末手当については〇・一五上げたとしても、そのしわ寄せが自後の事態に非常に影響する、そういうことも自治庁長官として考えておられるか。何でもかんでも〇・一五ができれば自後の昇給昇格については何らわれ関せずえんという態度であつては相ならぬと思うが、その点についても聞きたい。

○国務大臣(郡祐一君) 確かに地方財政について御心配をいただいております。よくお気持はわかるのであります。一昨年あたりの例をお考えになつてかなり無理が起つておるじやないかということをお考えいらつしやうと思ひます。しかしながら國家公務員並みの給与改定は地方公務員にもいたしますし、さらに將來この暫定手当のためにストップさせるとかいうようなことを生ぜしめないで、措置することのできる見当をつけております。

○伊藤頭道君 昇給昇格等のストップ、そういうしわ寄せが行かないように実施できる、そういうようにおっしゃつておりますけれども、ここ二、三年の各県の実態を見ますと、決してそういうなまやさしいものではないわけです。そこでさらにお伺いしたいのは、赤字県等で実施困難の場合には、たとえば短期融資をするとか、そういうふう

なことにについてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(郡祐一君) 御承知のように赤字県につきましても國家公務員並みの給与の改訂はいたし、また今後におきましても昇給等も國家公務員に比して遜色のあるような扱いはいたしておりません。お尋ねの短期融資の点につきましては、もし必要がありましますものについてはその用意をいたしております。

○伊藤頭道君 赤字県について特に実施困難の場合は短期融資等も準備しておると、そうおっしゃいます。この短期融資だけでは救済は實際できないですよ。これはまた苦しい県が何とか工面して返さなければならぬ金です。そういうことではあとでまた必ず、長官は心配なとおっしゃいますけれども、必ず自後の昇給昇格ストップという事態が各県で出てくるわけですからこれはもう長官が何とかおっしゃいますようにもうそういう事態が必ず出てくるわけですよ。短期融資は長期貸付とまた違つて短期で、しかもその短期間に何とかして返さなければならぬ。そうしますと結局自後の昇給昇格ストップという形が必ず出てくる。そういうことで短期融資した場合にその後、その県は苦しいから短期融資をしてもらう、あとどうするかということについてのお考えを何か具体的におっしゃつていただかないと納得できないと思ひます。

○国務大臣(郡祐一君) 短期融資の用意はいたしておりますけれども、おそらく今年度短期融資を必要とするようなものは、この問題についてはほとんどなかりうと思つております。かり

に短期融資をいたしましても、年度内におきまする状況は十分これを処置することができる見込みをもつておりますし、その前に本年度の状況で地方財政の経理につきましても、十分慎重の注意をいたさなければなりませんけれども、暫定手当のために短期融資を用意はいたしましても、事実その方法に出るところはほとんどない見込みであります。

○千葉信君 議事進行について。今本会議の方で重要案件が審議続行されております。採決も間近いと存じますからこゝらで一つ休憩にして、また本会議の採決の終つたあと再開をお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記起して下さい。

これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会